

# 平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

広島大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織（実施体制）	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	24
基準6 教育の成果	40
基準7 学生支援等	43
基準8 施設・設備	48
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	51
基準10 財務	54
基準11 管理運営	56
<参 考>	61
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	63
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	64
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	66



**独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について**

**1 評価の目的**

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

**2 評価のスケジュール**

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

◎赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
○荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
伊 藤 邦 武	京都大学教授
○尾 池 和 夫	国際高等研究所長
○荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
落 合 英 俊	九州大学理事・副学長
小 野 耕 二	名古屋大学教授
○梶 山 千 里	日本学生支援機構理事長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
中 野 常 男	神戸大学教授
貫 和 敏 博	東北大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

広島大学

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長



#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

広島大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育の実施に当たっては、旧教養部を発展させた総合科学部が中核になり、これに全学が協力する体制をとっている。また、教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室が、教育活動全般の実務に係る点検・評価・改善を担い、それらに基づいて実施体制を検証している。
- 技術職員は技術センターに所属し、教育研究に関する技術的支援業務を全学的立場から行うため、部局等の要請に基づき派遣されている。
- 各学部・学科等の教育目的と卒業生像・修了生像を明確にした、到達目標型教育プログラムを実施している。
- 文部科学省教育G Pにおいて平成20年度に2件、文部科学省特色G Pにおいて平成16年度に1件、平成17年度に1件、平成19年度に1件、文部科学省現代G Pにおいて平成16年度に2件、平成18年度に2件、平成19年度に1件、文部科学省の医療人G Pにおいて平成18年度に1件、文部科学省教員養成G Pにおいて平成17年度に1件、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において平成19年度に1件、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて平成17年度に2件、文部科学省大学院G Pにおいて平成19年度に5件、平成20年度に2件、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において平成16年度に1件とそれぞれ多数の取組が採択され、大学の教育改革に積極的に取り組んでいる。また、平成21年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に1件、文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に1件の取組が採択されている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度に2件、平成15年度に2件、平成16年度に1件が採択され、これらの研究成果を大学院教育に活かしている。
- 障害のある学生のために、バリアフリー化を図るとともに、アクセシビリティセンターを相談窓口として、講義の要約筆記をするノートテイクや板書をノートに取るノート作成支援、情報機器による学習支援、試験等における特別措置を実施するなど、入学前から卒業までの総合的支援体制を整備している。
- 学部学生、大学院学生に対する経済的支援として、平成18年度から成績優秀学生奨学制度「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」（学部学生・大学院学生）を実施し、また、平成20年度から学力優秀でありながら経済的理由により大学進学が困難な学生を支援する「広島大学フェニックス奨学制度」（学部学生）を実施している。
- 到達目標型教育プログラムにおいて、各主専攻プログラムにプログラム担当教員会を設置し、プログラムの策定、実施、点検・評価、改善を行っている。さらに教育室の教育評価委員会において、提出された年次報告書を基に各主専攻プログラムの実施状況を把握するとともに評価を行い、問題点等がある場合には関係学部と担当教員会に指摘して、教育の質の向上を図っている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の一部の3年次編入、大学院課程の一部の研究科及び専攻科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

- 1-1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は、大学におけるすべての活動の基本理念を、広島大学学則に定めている。そこでは、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、「平和を希求する精神」、「新たなる知の創造」、「豊かな人間性を培う教育」、「地域社会・国際社会との共存」、「絶えざる自己変革」を理念5原則に掲げ、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする」と述べられている。この理念に基づいて、大学の教育研究上の目的を広島大学通則に規定している。各学部は、この通則を受け、それぞれの特質に応じた教育研究目的を細則に定めている。

大学の運営方針を構成員全員が理解し、共通認識を持つことをねらいとして、「未来社会に貢献し、発展を続ける大学」であるために、平成23年までに取り組むべき行動計画として「広島大学アクションプラン2007」を平成19年度に策定・公表し、続いて、その内容の見直しを行い「広島大学アクションプラン2008」も公表している。さらに、今後10年から15年後の広島大学像を描き出し、目指すべき方向を提示した「広島大学の長期ビジョン」を平成21年6月に公表している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の理念に基づいて、大学院の教育研究上の目的を広島大学大学院規則に「本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。」と定めている。各研究科（専門職学位課程である法務研究科を含む。）は、この規定を受け、それぞれの特質に応じた教育研究目的を細則に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の基本理念、学部・研究科の教育研究目的を含めた広島大学学則、広島大学通則及び広島大学大学院規則等を掲載した「広島大学規則集」、広島大学中期目標、広島大学中期計画を大学ウェブサイトに掲載し、構成員及び広く社会に公開している。特に構成員への周知としては、平成19年度から新たに創刊した教職員向け広報誌『広大通信』に掲載し、配付している。新任職員には、新採用職員研修で学生便覧を配付し、周知を図っている。

また、新入生には、学部別で実施している「教養教育ガイダンス」において説明するとともに、大学の基本理念等を記載した学生便覧を配付して周知を図っている。

これに加えて、基本理念、目的等を掲載した大学案内等を、入学希望者や高等学校教諭を対象とした入試説明会、各地で行う大学説明会、志願者向けに行うオープンキャンパス等で配布している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

**基準2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部・学科は、

- ・ 総合科学部：総合科学科
- ・ 文学部：人文学科
- ・ 教育学部：第一類（学校教育系）、第二類（科学文化教育系）、第三類（言語文化教育系）、第四類（生涯活動教育系）、第五類（人間形成基礎系）
- ・ 法学部：法学科
- ・ 経済学部：経済学科
- ・ 理学部：数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、地球惑星システム学科
- ・ 医学部：医学科、保健学科
- ・ 歯学部：歯学科、口腔健康科学科
- ・ 薬学部：薬学科、薬科学科
- ・ 工学部：第一類（機械システム工学系）、第二類（電気・電子・システム・情報系）、第三類（化学・バイオ・プロセス系）、第四類（建設・環境系）
- ・ 生物生産学部：生物生産学科

により構成されている。

学士課程教育においては、到達目標型教育プログラム（Hi PROSPECTS®（ハイプロスペクツ：Hiroshima University Program of Specified Education and Study）（教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成した教育課程））を平成18年度から導入し、到達目標を共有する学部・類で各学部の組織を構成している。

これらのことから、学部及びその学部・類の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成16年度の法人化に伴い、理事・副学長（教育担当）が全学の教育体制を統括し、その下で教養教育実施体制を敷いている。教養教育実施のための企画立案及び調整を行うため、教養教育委員会を設置している。

教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室を設け、企画・立案、調整及び実施に係る点検・評価・改善を担い、それらに基づいて実

施体制を検証している。

教養教育の実施に当たっては、旧教養部を発展させた総合科学部が中核になり、これに全学が協力する体制をとっている。平成21年度は、353人の教員が教養教育を担当し、教員1人当たりの受講学生数は128人弱となっている。また、教養教育は3キャンパス（東広島地区、霞地区、東千田地区）において実施しており、各キャンパスの教員が可能な限り教養教育を担当し、教員・学生の移動を考慮して、双方向授業システムを整備して実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の教育研究目的を達成するための研究科・専攻は、

- ・ 総合科学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）総合科学専攻
- ・ 文学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）人文学専攻
- ・ 教育学研究科（博士課程）：（博士課程前期）学習科学専攻、特別支援教育学専攻、科学文化教育学専攻、言語文化教育学専攻、生涯活動教育学専攻、教育学専攻、心理学専攻、高等教育開発専攻、（博士課程後期）学習開発専攻、文化教育開発専攻、教育人間科学専攻
- ・ 社会科学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）法政システム専攻、社会経済システム専攻、マネジメント専攻
- ・ 理学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻、地球惑星システム学専攻、数理分子生命理学専攻
- ・ 先端物質科学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）量子物質科学専攻、分子生命機能科学専攻、半導体集積科学専攻
- ・ 保健学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）保健学専攻
- ・ 工学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）機械システム工学専攻、複雑システム工学専攻、情報工学専攻、物質化学システム専攻、社会環境システム専攻
- ・ 生物圏科学研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻、環境循環系制御学専攻
- ・ 医歯薬学総合研究科（博士課程）：創生医科学専攻、展開医科学専攻、薬学専攻、（修士課程）医歯科学専攻、口腔健康科学専攻
- ・ 国際協力研究科（博士課程）：（博士課程前期・博士課程後期）開発科学専攻、教育文化専攻
- ・ 法務研究科（専門職学位課程）：法務専攻

により構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的として、特別支援教育特別専攻科を設置している。授業は大学院教育学研究科の教員が担当し、教育学部教授会が実質的な管理・運営を行っている。

当該専攻科には、特別支援教育専攻と知的障害教育領域コース、特別支援教育コーディネーターコースの2コースを有しており、知的障害教育領域コース修了者は、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）が取得でき、特別支援教育コーディネーターコース修了者は、特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者に関する教育の領域）が取得できる。修了後は、主として教育現場の特別支援教育に就職している。

これらのことから、専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

大学設置基準上必要とされている附属施設（附属学校園、附属病院、薬用植物園、学校工場、農場、練習船）に加えて、附置研究所（1施設）、全国共同利用施設（1施設）、中国・四国地区国立大学共同利用施設（1施設）、学内共同教育研究施設（20施設）及び学内共同利用施設（1施設）を有しており、平成20年度にはこれらの施設が総計123科目の授業に活用されている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、全学的には国立大学法人法に定められた教育研究評議会を設置し、各部局には教授会及び代議員会を設置している。

教授会の構成員、審議事項、代議員会の構成員を広島大学部局運営規則に規定し、教授会及び代議員会の運営に関し必要な事項は、部局に委ねている。各部局では、ほぼ月に1回以上教授会又は代議員会を開催している。

また、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置くことを広島大学部局運営規則で規定している。なお、部局長室の構成員は、室長（部局長）、副部局長、部局長補佐、その他部局長が必要と認めた者としている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数  
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な観点から教育活動全般について審議する委員会として、教育室の下に、学士課程会議、大学院課程会議及び教養教育委員会を設置し、ほぼ毎月1回開催して教育課程や教育方法等を検討している。

各部局にも教務関係の委員会が設置され、教育課程や教育方法等を検討している。部局によっては、日常的な教務関係事項を審議する委員会とは別に、将来計画や教育改革を企画する委員会を設けている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教養教育の実施に当たっては、旧教養部を発展させた総合科学部が中核になり、これに全学が協力



する体制をとっている。また、教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室が、教育活動全般の実務に係る点検・評価・改善を担い、それらに基づいて実施体制を検証している。

**基準3 教員及び教育支援者**

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準3を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制のための基本的方針は、広島大学学則（第6条から第18条）及び「広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則」に定めており、規則第2条に「本学の学部及び大学院の研究科に、本学の教育研究上の目的を達成するため、講座制又は学科目制により教員組織を置く。」と明文化している。

また、教育研究に係る責任の所在を明確にするために、学部の学科、類又はコースに学科長、類長又はコース主任を、研究科の専攻に専攻長を、講座に講座主任をそれぞれ置くことができることを、広島大学部局運営規則に定め、各分野の教育研究の特性に配慮して、各部局で運営内規を定めている。

当該大学では、ほとんどの教員の所属組織は大学院であることから、学部の教育研究の実施に当たり、対応する研究科が協力することとしている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

平成21年5月1日現在の、学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 総合科学部：専任122人（うち教授61人）、非常勤188人
- ・ 文学部：専任58人（うち教授34人）、非常勤24人
- ・ 教育学部：専任187人（うち教授91人）、非常勤122人
- ・ 法学部：専任31人（うち教授20人）、非常勤33人
- ・ 経済学部：専任46人（うち教授30人）、非常勤20人
- ・ 理学部：専任166人（うち教授56人）、非常勤23人
- ・ 医学部：専任292人（うち教授72人）、非常勤115人
- ・ 歯学部：専任148人（うち教授25人）、非常勤166人
- ・ 薬学部：専任38人（うち教授13人、実務家教員5人）、非常勤16人

- ・ 工学部：専任 227 人（うち教授 76 人）、非常勤 69 人
- ・ 生物生産学部：専任 69 人（うち教授 35 人）、非常勤 13 人

主要授業科目は教授、准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

平成 21 年 5 月 1 日現在の、大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 127 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 3 人

〔博士課程前期〕

- ・ 総合科学研究科：研究指導教員 115 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 21 人
- ・ 文学研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 176 人（うち教授 95 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 社会科学研究科：研究指導教員 74 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 155 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 先端物質科学研究科：研究指導教員 71 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 7 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 168 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 35 人
- ・ 生物圏科学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 6 人

〔博士課程後期〕

- ・ 総合科学研究科：研究指導教員 110 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 文学研究科：研究指導教員 47 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 114 人（うち教授 92 人）、研究指導補助教員 48 人
- ・ 社会科学研究科：研究指導教員 74 人（うち教授 48 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 155 人（うち教授 52 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 先端物質科学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 26 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 168 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 35 人
- ・ 生物圏科学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 38 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 6 人

〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 312 人（うち教授 88 人）、研究指導補助教員 0 人

なお、教育学研究科（博士課程前期）の各専攻に置かれている各専修において、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数

を「専修」に準用することとすれば、平成21年4月1日より、造形芸術教育学専修において、必要とされる研究指導補助教員が1人下回っているが、平成22年4月1日付けで補充される予定である。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

法務研究科における専任教員数は、18人（うち教授16人、実務家教員6人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

実務家教員のうち、2人が年間6単位以上の授業科目を担当するみなし専任教員であり、教授会の構成員として組織運営に参画している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教育研究活動の促進のため、大学の教員採用は、「広島大学における教員選考についての基本指針」に基づいて行い、公募制を原則としている。また、「広島大学男女共同参画宣言」に基づいて実施している積極的改善措置として、性別のバランスへの配慮に関する目標（女性教員の割合を平成22年4月までに11.5%以上にする）を定め、教員・研究員の公募文書に「評価において同等と認められた場合は女性を採用します。」と明記し、さらに、大学の方針として「本来、公募により後任補充すべき職に、適任の女性候補者がいる場合は、各部局等の教授会等の判断により公募によらず女性教員を採用する。」「教育研究体制を充実強化する必要がある分野に、適任の女性候補者がいる場合は、各部局等の教授会等の判断により学長裁量分（時限付き）の措置を受けた上で女性教員を採用する。」という2つの方針を教育研究評議会で決定し、その実施に努めている。

平成21年5月1日現在、女性教員の割合は10.9%（173/1,582人）、外国人教員の任用状況は全学で2.5%（39人）である。専任教員の年齢構成は、24歳以下が0.1%、25歳から34歳が11.5%、35歳から44歳が31.9%、45歳から54歳が33.7%、55歳から64歳が22.8%であり、妥当な状況といえる。教員の任期制については「広島大学の教員の任期に関する規則」に基づき、多くの研究科や研究施設などで導入しており、任期制適用者数は平成21年5月1日現在、全学で522人（全教員に対する割合は33.0%）となっている。

サバティカル制度については全学的に規則を定めており、毎年2人程度が活用している状況である。優秀教員評価制度は、全学及び医学部、工学研究科、医歯薬学総合研究科、国際協力研究科で導入されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇任の資格審査基準等は、広島大学教員選考基準規則に定めており、部局等の教員の選考基準に関し必要な事項は、部局の教育研究の特性に配慮して各部局において定めている。

各部局では、広島大学における教員選考についての基本指針に基づいて、教授会等の下に選考委員会を設置し、教育歴や研究業績等の審査及び面接やプレゼンテーション能力の審査によって、選考を行っている。

る。教授、准教授、講師及び助教の採用、昇任に際して、学士課程に関しては、教育上の指導能力、大学院課程に関しては、教育研究指導能力を含めた基準を各部局ごとに定めており、これらに基づいた採用や昇任を実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

学生による授業評価アンケートは、教養教育を始めとしてすべての学部・研究科等が実施している。授業評価アンケートによる評価結果は、教育室において整理し、統計分析結果を各部局及び教員個人に配付している。この評価結果はウェブサイトを通じて公表している。

また、この評価結果を基に、各部局では、高く評価された授業のビデオの閲覧など、様々な工夫を行って、カリキュラムや授業内容の改善等に取り組んでいる。

教員の教育活動に関する評価結果に基づき、優れた教育の成果を上げた者は、広島大学長表彰において、表彰されることもある。

また、「広島大学における教員の個人評価の基本方針」に沿って、平成19年度(平成18年度実績分)より教員の個人評価を実施している。教員は前年度分の教育・研究・社会貢献・大学運営について、部局で定めた項目に沿って自己点検・評価を行い、教員活動状況報告書として提出している。その報告書を基に部局が定める評価項目に沿って各部局で評価を行い、処遇(昇給については平成22年から、勤勉手当については平成21年12月期から)に反映させることとしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

すべての学部、研究科において、教育内容と関連する研究活動が行われていることが、シラバスの記載と教員の研究業績の比較により示されている。例えば、理学部の「生体高分子の構造と機能に関する分光学的研究」が授業科目「先端化学」、「生体高分子化学」に対応している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

それぞれの教育課程を効果的に展開する見地から、教務系事務職員76人及び技術職員75人を配置している。技術職員は技術センターに所属し、教育研究に関する技術的支援業務を全学的立場から行うため、部局等の要請に基づき派遣されている。

また、図書館への司書資格者の配置状況は、専任職員30人と臨時職員16人である。

さらに、TAの活用については、その取扱要領を定め、1,820人(平成20年度実績)採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

広島大学

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 技術職員は技術センターに所属し、教育研究に関する技術的支援業務を全学的立場から行うため、部局等の要請に基づき派遣されている。



**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学のアドミッション・ポリシーの中で「豊かな心を持ち平和に貢献したいと願う人」、「知の探求・創造・発展に意欲のある人」、「専門知識・技術を身につけ、社会の発展に貢献したい人」、「多様な文化・価値観を学び、地域・国際社会で活躍したい人」と定め、該当する学生の入学を期待している。また、各学部も、入学者受入方針をそれぞれ定めている。

入学者受入方針に合致する入学者選抜の方針として、「一般選抜」と「広島大学AO選抜」の2つに整理し、学部ごとに実施する内容を定めている。

入学者選抜の方針は、大学案内、入学者選抜に関する要項、各種学生募集要項及び各学部ウェブサイト等で公表するとともに、各関係機関へ資料を配布している。AO選抜に関しては、各種学生募集要項に示すように、この選抜方法に即した形で、求める学生像を別個に提示している。

大学院の入学者受入方針は、それぞれの教育目的を踏まえて、各研究科において定めている。また、入学者選抜の方針はそれぞれの研究科で定め、学生募集要項、大学院案内、研究科ウェブサイト等で公表し周知を図るとともに、関係機関へも入学者受入方針の記載された資料を配布している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該大学では、入学者受入方針及びそれに合致する入学者選抜の方針に沿って、選抜方法や配点、評価判定基準等を定めている。

学士課程の入学者選抜における一般選抜（前期日程、後期日程）では、大学入試センター試験を課すことによって、高等学校で学ぶべき基礎学力を判定し、個別学力検査によって、各学部がそれぞれの専門分野で必要とされる学力を判定している。なお、後期日程では、特に学部・学科の特性に応じて、教科・科目試験以外の小論文や面接、実技試験等も取り入れている。

平成17年度まで実施してきた推薦入学、AO入試、特別選抜及びフェニックス入学制度（生涯学習社会において、中高年者が高等教育を受けるための入学制度であり、当該大学では全国の国立大学に先駆けて、平成13年度から導入している。）を一つにまとめて「広島大学AO選抜」（総合評価方式、対象別評価方式、フェニックス方式の3方式がある。）とし、学部・学科等それぞれの募集単位が、入学者受入方針に

従って、小論文、面接、出願書類等を用いて選抜を実施している。特に、総合評価方式では志願者の学力を判定することに留意しており、小論文、面接の内容の工夫（総合評価方式Ⅰ型）、大学入試センター試験の利用（総合評価方式Ⅱ型）及びゼミナール（少人数授業）への出席を課す（総合評価方式Ⅲ型）等の取組を行っている。

大学院課程の入学選抜は、一般選抜以外に、それぞれの研究科において、研究科の特性及び入学受入方針に応じた特別選抜として、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、フェニックス特別選抜、学部3年次学生対象選抜、他分野特別選抜などを実施している。

これらのことから、入学受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-3③ 実際の入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学選抜方法の全学的検討及び調整、入学選抜試験実施体制の立案は、入学センター長を議長とし、副理事（入試改革担当）及び各部局の代表者等で構成する入学センター会議が行っている。検討結果は、理事・副学長（教育担当）が所掌する教育室運営会議において審議し、特に重要と認められる事項は、教育研究評議会の議を経て決定している。

入学試験問題の作成は、試験実施教科・科目に関する教育研究経験を有する教員が担当しており、入学試験問題作成等要領を作成し、適正な実施に努めている。また、試験監督方法等は入学試験事務実施要領として統一的に定めており、公正な試験が実施できるようにしている。

試験当日は、入学試験事務実施要領に基づき、学長を責任者とする試験実施本部を設置し、各学部では学部長を責任者とする試験場本部を設置し、公平・公正で、かつミスの生じない試験の実施に努めている。

また、入学試験合否判定は、各学部の教授会が行っている。

入学選抜の透明性の確保という観点から、基本データ（募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、最高点、最低点、平均点）の公開のほかに、受験生の求めに応じて本人の得点、順位を本人に対して開示している。

各研究科の入学選抜は、各研究科等に入試実施委員会を設置し、学部と同様の実施体制の下で入学選抜を実施している。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-4④ 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

学部の入学選抜に関しては、平成20年度に入学者成績追跡調査委員会において追跡調査を行い、報告書を作成している。同様の調査は、平成18年度から実施している。

これらの分析結果を踏まえ、各学部の入学受入方針に基づいて、AO選抜の一層の充実（AO選抜の型の変更を含む）や後期日程の見直しなどの改善を行っている。なお、入学選抜に係る主な調査結果、データについては、全国大学入学選抜研究連絡協議会（平成17年度まで国立大学入学選抜研究連



絡協議会)等で発表している。

また、全学の今後の入学者選抜の基本方針については、検討委員会を設けて検討した結果、一般選抜とAO選抜という基本的な枠組みを今後も堅持するとともに、後期日程については、平成22年度以降、全学での統一的な扱いを止め、それぞれの学部の入学者受入方針を踏まえた判断に委ねることとしている。

各研究科の入学試験委員会、教務委員会、運営企画会議、学務委員会等の検討委員会等では、大学院の入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証(入試方法等に関する検討)する際に、入試成績、単位修得状況、博士(後期)課程への進学状況、就職状況、課程博士授与状況等の資料に基づき検討を行い、例えば、広島大学北京研究センターを活用した外国人特別選抜の導入(文学研究科、理学研究科)、推薦入試の導入(工学研究科、国際協力研究科)などの改善を図っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成18年4月に設置された薬学部、総合科学研究科(博士課程前期、博士課程後期)については、平成18～21年度の4年分。)

[学士課程]

- ・ 総合科学部：1.05倍
- ・ 文学部：1.05倍
- ・ 文学部(3年次編入)：0.92倍
- ・ 教育学部：1.06倍
- ・ 法学部：1.06倍
- ・ 法学部(3年次編入)：0.88倍
- ・ 経済学部：1.04倍
- ・ 経済学部(3年次編入)：0.85倍
- ・ 理学部：1.09倍
- ・ 理学部(3年次編入)：0.54倍
- ・ 医学部：1.03倍
- ・ 医学部(3年次編入)：0.75倍
- ・ 歯学部：1.04倍
- ・ 歯学部(2年次編入)：1.00倍
- ・ 薬学部：1.04倍
- ・ 工学部：1.07倍
- ・ 工学部(3年次編入)：5.06倍
- ・ 生物生産学部：1.17倍
- ・ 生物生産学部(3年次編入)：1.24倍

[修士課程]

- ・ 医歯薬学総合研究科：0.79倍

[博士課程前期]

## 広島大学

- ・ 総合科学研究科：0.94 倍
- ・ 文学研究科：0.91 倍
- ・ 教育学研究科：1.19 倍
- ・ 社会科学研究科：0.87 倍
- ・ 理学研究科：1.07 倍
- ・ 先端物質科学研究科：1.69 倍
- ・ 保健学研究科：1.25 倍
- ・ 工学研究科：1.80 倍
- ・ 生物圏科学研究科：1.17 倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：1.16 倍
- ・ 国際協力研究科：1.18 倍

### 〔博士課程後期〕

- ・ 総合科学研究科：1.72 倍
- ・ 文学研究科：0.70 倍
- ・ 教育学研究科：1.27 倍
- ・ 社会科学研究科：0.73 倍
- ・ 理学研究科：0.58 倍
- ・ 先端物質科学研究科：0.63 倍
- ・ 保健学研究科：1.64 倍
- ・ 工学研究科：0.53 倍
- ・ 生物圏科学研究科：0.87 倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：0.54 倍
- ・ 国際協力研究科：0.64 倍

### 〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：1.07 倍

### 〔専門職学位課程〕

- ・ 法務研究科：0.95 倍

### 〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.45 倍

学士課程については、工学部（3年次編入）で入学定員超過率が高く、理学部（3年次編入）で入学定員充足率が低い。

また、大学院課程については、先端物質科学研究科（博士課程前期）、工学研究科（博士課程前期）、総合科学研究科（博士課程後期）、保健学研究科（博士課程後期）では入学定員超過率が高く、理学研究科（博士課程後期）、先端物質科学研究科（博士課程後期）、工学研究科（博士課程後期）、医歯薬学総合研究科（博士課程後期）、国際協力研究科（博士課程後期）では入学定員充足率が低い。特に、博士課程後期では、11 研究科のうち、2 研究科が入学定員を大きく上回り、5 研究科が大きく下回っている。

さらに、特別支援教育特別専攻科では入学定員充足率が低い。

なお、入学定員超過率が高い部局では、合否判定基準などの評価方法等の見直し、正確な入学辞退者の把握、選抜回数の変更を行い、入学定員充足率が低い部局では、学生募集面での対応（各入学期の募集の拡大、広報活動の徹底、社会人・留学生募集の拡大）や経済支援制度の導入及び支援内容の広報などの取

組を実施している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、学士課程と大学院修士課程・博士課程前期においては、一部の部局を除いて適正であるが、博士課程後期においては、半数近くの研究科において定員充足率が低いと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**【改善を要する点】**

- 学士課程の一部の3年次編入、大学院課程の一部の研究科及び専攻科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、広島大学通則第2条の2に教育研究上の目的を掲げ、同通則第19条に教育課程の編成について規定し、これらに基づき体系的に編成している。

また、長期的視野に立った教育の質的向上を図るため、「教育目的と卒業生像・修了生像を明確にし、到達目標型教育による教育の質的向上を図る。」ことを第一期中期目標期間（平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間）の教育に関する目標として掲げ、その目標を実現させるための到達目標型教育プログラム（Hi PROSPECTS®）を整備している。

授業科目は、教養教育科目と専門教育科目に区分して編成しており、教養教育科目は共通科目、教養コア科目、基盤科目、スポーツ実習科目に区分されている。専門教育科目は、各学部の教育目的に沿って、各教育課程の特徴を活かすようにして授業科目を配置している。各学部の教育課程では、到達目標に沿って教養教育科目と専門教育科目を配置し、相互が補い合うものとしている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様な学習ニーズにこたえるため、到達目標型教育プログラムにおいて主専攻プログラムと並行して学習する機会を提供するための副専攻プログラム及び特定プログラムを平成 18 年度から実施している。

6プログラムでスタートした副専攻プログラムについては、学生のニーズを反映して平成 21 年度入学生から形態を変えて 51プログラムで提供している。特定プログラムは、平成 18 年度入学生 464 人、19 年度入学生 549 人、20 年度入学生 164 人が登録出願している。

また、他学部の授業科目の履修を可能としているほか、平成 21 年度入学生から大学院の授業科目を学部学生の段階で早期に履修する制度を構築している。さらに、インターンシップや高等学校で学習しなかった科目の補充教育などを実施している。

各学部でも、他大学との単位互換、学部独自のインターンシップ、大学以外の教育施設等での学修及び入学前の既修得単位の認定などを実施している。

学術の発展動向への配慮では、すべての学部において、研究成果を授業科目に反映している。

社会からの要請等への配慮では、一例として、企業アンケートの「教育・人材養成面の期待」での回答として、「基礎学力」、「優れた技術者」、「即戦力」、「国際性」への期待が多く、学部段階の教育を充実させることが求められており、平成 18 年度から到達目標型教育プログラムを導入し、明確な到達目標を設定した基礎から専門科目まで体系的に学ぶカリキュラムを提供している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するため、広島大学通則で、1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設けている。また、平成 14 年度から情報メディア教育研究センターにおいて、「復習用 LIVE 教科書」を作成している。さらに、授業のコンテンツ化を行い、WebCT を活用して自学自習する取組も行っている。

なお、各学部では、授業時間外の学習のために課題を与え、レポート提出を課したり、チューターによる個別面談や履修指導を行うなど、工夫をしている。

また、十分な学習時間を確保するための工夫として、履修登録の上限設定とともに、GPA (Grade Point Average) 制度を導入して、学生の学習状況の把握に利用している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育科目及び専門教育科目では、教育目的に沿った授業形態・学習指導法の工夫として、講義に加えて、少人数制セミナー、演習、実験、実習を取り入れている。教養教育において提供されている授業形態別の科目数（平成 20 年度実績）は、教養ゼミ 234、講義 526、講義（双方向）7、演習 768、実験 36、実習 98、講義・演習 1、講義・実験 24、講義・実習 1 である。

専門教育科目では、各学部の教育目的に沿って、それぞれの分野の特性に応じて、チュートリアル授業、

## 広島大学

対話・討論型授業、フィールド型授業、講義・実験等併用型授業、多様なメディアを活用した授業などが組み合わされている。それぞれの開講割合は各学部によって独自に設定され、専攻分野での特徴が見られる。また、長期休業中の短期留学、PBLチュートリアル教育、小グループに分かれてのものづくり実習、などの特色ある学習指導法も採用されている。

文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に平成16年度に採択された「高等教育のユニバーサルデザイン化」では、音声認識技術を活用した情報保障支援方法の導入や障害者支援技術、電子情報技術・支援技術等の習得のための教養教育授業（「障害者支援ボランティア概論」、「障害学生支援ボランティア実習」）を実施し、学生を障害学生支援の推進者として育成している。また、平成19年度に採択された「協調演習による理学的知力の育成支援」では、演習授業の中で学生が互いに教えあうことによって学ぶ認知的学習法を演習形式で実施し、理学的知力を身に付ける取組を進め、学生の自主性と学習意欲の向上を図っている。

文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」において、平成16年度に当該大学と鳥取・岡山・山口・愛媛・広島県立大学の6国公立大学共同申請による「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」が採択され、6大学が連携して人的・物的資源を相互補完しながら、生物資源を基にした食と環境に関わる総合的なフィールド教育の体系化を図っている。平成18年度に採択された「地域連携薬剤師高度化教育プログラム」では、ロールプレイ型外来診療体験ソフト「患者百選」を用いて、薬学生の臨床薬学の講義や臨床前実習に活用している。さらに、インターネット配信により時間と場所に関係なく臨床知識と技術を学ぶことができ、臨床現場を意識した学習につながっている。「学生提案型キャリア形成システム基盤構築」では、学生が主体的・提案型取組を考え、計画・実行する「フロントランナープログラム（FRP）」、それを効果的に運用する「キャリアメンター制」という取組を中心に実施し、特に前者では、キャリアパスガイダンスの開催やプロジェクト学習方式を採用して、学生の自主的・積極的取組姿勢を促している。平成19年度に採択された「子どもの心と学び支援プログラムの展開」では、心と学び支援の専門的実践力を備えた教員の養成のため、「ここにこルーム」を中心として学生参加型の各種地域サービスを実施するとともに、広島県、広島市、東広島市の教育委員会と連携し、学生を学校へ相談員として派遣し、大学教員、学校教員等の指導の下で相談、教育・研修サービスなどの実習を行って、学生の資質向上に努めている。

文部科学省の「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム（医療人GP）」において、平成18年度に「実践的ヒューマン・コミュニケーション教育」が採択され、薬学教育の初期段階から倫理観、使命感を身に付け、患者や他職種の医療スタッフとのコミュニケーションが十分行える薬剤師を養成することに取り組んでいる。

文部科学省の「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」において、平成20年度に「工学教育を支える「数学力」養成プログラム」、「アクセシビリティリーダー育成プログラム」の2件が採択され、前者では、細かい教育体制と厳格な基礎学力評価システムを構築し、工学問題の解決に自在に活用できる「数学力」を備えた学生を育てる取組を行っている。また後者では、障害の有無、年齢、言語・文化の違いに関わらず、情報やサービス、環境の利便性を誰もが享受できる豊かな社会を創出する人材を育成する取組を行っている。

我が国の高等教育の質保証の強化に資する学士力の確保や教育力向上につながる取組である文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において、平成21年度に「新世代到達目標型教育プログラムの構築」の1件が採択されている。

これら各取組の実施により、学生の自主的・積極的な学習姿勢を促している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育課程の編成の趣旨に沿って、教養教育科目は3種類の様式に、専門教育科目は全科目統一した様式として、シラバスをウェブサイト上で提供している。

シラバスの記載事項は、広島大学教育プログラム規則及び教育プログラム実施要綱に定めている。すなわち年度、科目区分、授業科目名、英文授業科目名、担当教員名、開講部局、開講キャンパス、授業の方法、単位、週時間、開設期（開講期）、講義室、曜日時限、対象学生、教職専門科目、教科専門科目、授業の概要、授業のキーワード、この授業科目の位置付けと学習の成果、授業計画、予習・復習へのアドバイス、授業内容を理解するために読むべきテキスト等、成績評価の基準等、既修得要件等授業を受ける上での注意点、メッセージ、その他などである。

シラバスは、広島大学学生情報システム「もみじ」の中に電子情報として用意し、入学時における学生オリエンテーションにおいて、「もみじ」の操作方法の説明を行い、シラバスの見方や利用法を指導している。

シラバスの整備状況について、「学生生活実態調査—学習と学生生活アンケート—」の結果では、平成18年度実施時は33.5%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足である」と回答し、「普通」と回答した学生を加えると83.1%である。平成20年度実施時には38.7%が「満足である」、「どちらかと言えば満足である」と回答し、「普通」と回答した学生を加えると84%という状況である。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主的な学習を支援するため、復習用LIVE教科書やWebCTなどを利用して、学生の授業前後の学習活動を支援している。

図書館、情報端末室、マルチメディア外国語自習室、講義室などの開放を含め、自習室を十分に確保している。

高等学校等で学習していないことなどによる基礎学力不足学生への配慮として、補充教育を実施しており、平成20年度は674人（数学70人、物理317人、生物287人）が受講登録している。また、教養教育の学習理解を一層向上させるため、教員又は大学院学生が正課外で補充的に学生の学習支援を行う学習支援室を設置し、英語、化学、数学、物理を対象に学習の方法や履修上の問題点の解決法の助言を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

法学部及び経済学部で夜間主コースを設けている。これらのコースでは、授業時間帯の制限により履修可能なコマ数が少ないことから、勤労学生の教育や社会人の生涯学習の場としての特質にふさわしい履修



基準（法学部の「自主選択枠」及び経済学部の「自由科目」）を設けている。「自主選択枠」あるいは「自由科目」により、各自の知的関心と必要に応じて総合大学の利点を活かした幅広い科目から柔軟に履修できるように配慮している。

また、教養教育においては、東千田キャンパスにおいて夜間主コースの学生のために、「教養教育総括担当者」を設けて履修指導等を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

教養教育及び専門教育の単位の認定、成績評価基準や卒業認定基準は、それぞれの教育目的に沿って、広島大学通則、「学業成績評価の取扱いについて」及び各学部の規則に定めている。

授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格としている。100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）としている。

単位認定、成績評価基準や卒業認定基準は、学生便覧やシラバス、学部別ガイダンスにおいて、学生に周知している。

単位の授与、成績評価は、定められたそれぞれの基準に基づき、各学部において認定している。

卒業認定については、卒業認定基準に基づき、各学部の教授会の議を経て、当該学部長が卒業認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するために、成績評価の基準をシラバスに明示し、この基準に沿った成績評価を行っている。また、教育プログラムでは、学士課程教育の責任ある実施体制を保証するため、主専攻プログラムごとに担当教員会を設置し、教育プログラム実施要綱に定めた絶対評価による「成績評価」や「到達度評価」に基づき、到達度の測定結果を利用して担当教員会がプログラムの点検評価を行っている。評価基準の妥当性の確認事項として、評価基準が担当教員の裁量のみならず、①シラバスに記載された成績評価の方法に基づいて成績が評価されていること、②成績分布に大きな偏りがある等の問題がないこと、③成績評価の正確性を担保するための措置が講じられていることを担当教員会等において確認していること、④問題がある場合には、改善策を検討していることの4項目を設定して、教育プログラム担当教員会が自己点検・評価している。

これらの自己点検・評価結果等は年次報告書として取りまとめ、学内の教育評価委員会に提出し、評価



を受けている。教育評価委員会では、教育プログラム担当教員会から提出された年次報告書により、全学の主専攻プログラムの実施状況を把握した後、問題点等がある場合（平成18年度評価分で6プログラム、平成19年度評価分で10プログラム）には関係する学部と担当教員会に指摘し、平成20年度評価分からは改善計画書の提出依頼を行っている。

さらに、教員が情報ネットワークシステムを使用して成績を提出し、適正な成績処理が確認された後、学生がネット上で自分の成績を確認することができ、学生からの成績に関する照会等については、チューターや授業担当教員が対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

当該大学院は修士課程（博士課程前期）並びに博士課程（博士課程後期）をもつ11の研究科を有し、大学の理念を実現するため、広島大学大学院規則第2条に教育研究上の目的を掲げ、同規則第3条に大学院に置く課程を規定し、各研究科において、養成する人材像と学問分野・職業分野の特徴を踏まえた教育目的及び授与する学位をそれぞれ定めている。各研究科の教育課程は各研究科の細則に定め、それぞれの教育目的に沿って編成している。

例えば、工学研究科は機械システム工学専攻、複雑システム工学専攻、情報工学専攻、物質化学システム専攻、社会環境システム専攻の5つの専攻で構成しており、教育効果の向上を図るために教育目標を明確化したコース制による教育課程を編成している。各教育課程では、教育目的・目標に応じて体系的に、工学研究科共通講義、各専攻のコース別コア科目並びに専門科目が開設され、各授業科目は、シラバス等により授業の目標、内容・計画等を明確にしている。さらに、国際的人材育成のために「英語コミュニケーション演習」を必修科目として開設している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した様々な取組が各種GPプログラムに採択されている。

例えば、工学研究科では、平成20年度に採択された文部科学省「大学教育の国際化加速プログラム（国際共同・連携支援（交流プログラム開発型）」の「4D型教育プログラム」による国際人材の育成により遠隔講義・指導システムを導入して、当該大学と海外協定校との共同学生指導のためのハード面の体制を整え、国際人材の育成に取り組んでいる。

文部科学省の「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）」において、平成17年度に「メンター制構築による実践的指導力の高度化」が採択され、大学院学生、大学院教員、メンター（mentor：高度な実践的指導力を有する教員）の3者が協働する体制を構築し、主として大学を場として教科の授業や生徒指導を中心とした理論的な研究の推進、主として協力校・附属学校を場として教科指導並びに生徒指導の実践的指導力の高度化を図る取組が行われ、高度な教科授業力・生徒指導力を有する教員の育成を図っている。

文部科学省の現代G Pに平成16年度に採択された「「国境を越えるエンジニア」教育プログラム」では、大学院博士課程前期の学生を対象として「技術移転特論」、「海外インターンシップ」、「技術移転演習(PBL)」などを開講するとともに、海外派遣型の技術者養成プログラムとして、学生をアジア諸国の技術移転現場へ現地研修(インターンシップ)として派遣し、国際的な視野と技術者倫理、コミュニケーション能力を身に付けさせる取組を行っている。

文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に平成19年度に採択された「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」では、当該大学、鳥取大学、島根大学の3大学が連携して、医療技術の相互の向上を図る人材交流や単位互換、e-learning やTV-カンファレンスによるリアルタイムな情報交換、コメディカル講習会による教育機会の提供など、相互の補完を図り、がん医療に携わる人材の育成に努めている。

文部科学省の「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に平成17年度に採択された「数理生命科学ディレクター養成プログラム」では、生命科学と数理科学を融合した教育研究を進展させ、自ら新しい研究を創成できる数理生命科学ディレクターの養成を目指している。学生が自ら数学、化学、生物学のカリキュラムを作るオーダーメイドカリキュラムによる個性ある基礎力の育成、数理系と生命系の学生がペア研究を進める数理系・生命系ペアリング・リサーチによる学生主導の実践的研究、成績評価、評価コメントを付したアカデミックポートフォリオによるプロセス管理などの取り組みを行っている。「国際協力学を拓く実践的研究者育成の試み」では、国際的に通用する高度専門職業人の養成を目指し、国際協力学を拓く実践的研究者に求められる複数の専門知識・技術及びデザイン能力を取得するため、専門の異なる教員による複数専門を学ぶ分野横断型教育プログラム、海外の国際協力機関、民間企業で現地課題解決型研究を実施する産官学連携海外インターンシップ、国際協力学の教材開発と通信技術を活用したPBL教育などを実施している。また、海外インターンシップでは、事前研修、危機管理対策、現地研修、事後報告という一連のプロセス管理を行い、実践的研究者養成に効果を上げている。

文部科学省の「大学院教育改革支援プログラム(大学院G P)」に平成19年度に採択された「文理融合型リサーチマネージャー養成」では、マネジメント基礎トレーニングのためのコア科目において、課題の発見・解決のための調査・検討、合宿研修でのグループ討論やプレゼンテーションを行い、また、リサーチマネジメント能力育成のためのリテラシー科目において、「ICTリテラシー演習」、「英語運用演習」、「研究倫理」、「文系対象科学基礎実験」などを新設して、リサーチマネジメントに必要な実務知識、リテラシーの強化に取り組んでいる。さらに、グループ研究の専門研究への応用、「平和科学研究」、「言語と情報研究」、「リスク研究」などの21世紀科学プロジェクト群における研究発表・調査・研修、学生による「独自プロジェクト研究」の企画・実施などにより高度マネジメント能力の養成を図り、文理融合型リサーチマネージャー養成に努めている。「グローバルインターンシップ推進拠点の形成」では、講義・PBL・演習形式の授業や英語でのプレゼンテーショントレーニングなどによる事前教育、グローバルインターンシップによる現地教育、事後報告会、討論、論文作成などの事後教育、その後のTA・RA制度を活用した遡上教育、学生の現地再派遣などによるフォローアップ教育を進め、既存の学問領域を超えた多くの分野の課題に挑戦する研究者、国際協力・国際援助の第一線をリードする事務者、高度専門職業人としての留学生・研修生などの育成を推進している。「Ed. D型大学院プログラムの開発と実践」では、博士課程後期学生を対象として、大学の教員養成担当者としての資質能力の向上を目指して、「教員養成学講究」、「大学教授学講究」などの講義、教職教育のカリキュラム開発、シラバス作成、TAとしての授業参加・反省・評価を行う教育実習を行い、実践的力量的向上に努めている。「世界レベルのジオエキスパートの養成」では、地球惑星科学分野におけるフィールド調査、分析・計測、シミュレーションに関する技術・能

力を備え、幅広い素養を持った問題発掘型の人材を養成するため、コアコースによる基礎教育とアドバンスコース（選択科目）による最先端研究の教育を実施している。また、高度な専門知識・能力の修得を目指して、学位授与までの明確、厳密な評価を実施し、さらに外国人も含めた教員による英語授業や国内外連携研究機関との交流を通して国際化教育を進めている。「数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成」では、数理科学と生命科学の双方に精通した人材の育成を目指し、博士課程前期では、数理・生命融合プロジェクトにより数理科学系と生命科学系の学生が協調して学習している。また、博士課程後期では、学生がファシリテーターとなり、学部において「数理生命科学」のトピックスについてワークショップ形式による授業を行って、学生の資質形成を支援している。平成20年度に採択された「食料・環境系高度専門実践技術者養成」では、食料・環境系におけるスペシャリスト・ゼネラリスト融合型高度専門実践技術者の育成を目指し、サブセメスター制の導入、能力と目標に応じた履修科目のステップアップや組合せにより、専門領域の深い知識と応用展開能力を修得できる融合的なカリキュラムを作って、食料・環境分野において地域・国際社会で活躍できる人材の養成に取り組んでいる。「バイオデューティスト育成プログラム」では、生命科学の急速な進歩を理解し、生物学的根拠に基づく病因の特定、それを標的とした予防・診断・治療の開発を実践できる人材の育成を目指して、歯・医・薬学に共通の生命・医療倫理と幅広い専門知識を学ぶコアカリキュラム、「スタートアップ・コースワーク」、「アドバンスド・コースワーク」などの実習型コースワーク、5つの基礎・臨床融合型専門プログラム、英語による講義・演習・プレゼンテーション・論文作成、国際学会発表や海外教育研修を経験させる海外インターンシップ、大学が進めている海外医療活動や地域福祉活動プログラムへの参加など、「研究力」、「国際力」、「社会貢献力」というスキルを高める様々な教育プログラムを実施している。

文部科学省の21世紀COEプログラムにおいて、平成14年度には「テラビット情報ナノエレクトロニクス」、「21世紀型高等教育システム構築と質的保証」の2件、平成15年度には「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点ーゲノム障害科学に基づく学術基盤の確立と医療展開ー」、「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」の2件、平成16年度には「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界（21世紀産業革命に向けて）」の1件がそれぞれ採択されており、これらの研究成果を大学院教育に活かしている。

地域の知の拠点として、国公私立大学間の連携を推進し、各大学における教育研究資源の有効活用、教育研究水準のさらなる高度化、教育活動の質保証、個性・特色の明確化に伴う機能別分化の促進と相互補完などととも、地域と一体となった人材育成の推進を図ることを目的とした取組として、平成21年度の文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に、広島市立大学及び広島工業大学との連携による取組「医療・情報・工学連携による学部・大学院連結型情報医工学プログラム構築と人材育成」が採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

#### 5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するために、学生の学習スペースの確保、図書館の利用環境の整備、シラバスの改善と公開に努めている。

各研究科では、授業時間外の学習のための工夫として、課題としてのレポート提出、プレゼンテーション能力を涵養する取組、組織的な履修指導、授業時間割での調整などでの配慮や、学生の学習スペースの確保などを行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って、専門性と研究能力の獲得に役立つ種々の授業科目を実施するとともに、授業形態上の特色及びバランスを考慮して開講している。

例えば、学生によるグループ討論の導入によるプロジェクト型・問題解決型授業、複数教員によるオムニバス形式の講義、少人数による対話・討論型授業、コンピュータソフトやWebCTを利用した授業、複数指導教員による研究指導、海外インターンシップなど、様々な工夫がなされている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、教育課程の編成の趣旨に沿って、「授業の目標等」、「授業の内容・計画等」、「成績評価の基準等」などを記載する様式により、広島大学学生情報システム「もみじ」の中に電子情報として用意し、入学時における学生オリエンテーションにおいて、「もみじ」の操作方法の説明を行い、シラバスの見方や利用法を指導している。シラバスは、ウェブサイトで提供しており、学外からも閲覧可能である。

シラバスの整備状況について、「大学院学生生活アンケート」の結果では、37.4%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足である」と回答し、「普通」と回答した学生を加えると87.2%という状況である。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間に授業を実施している研究科・専攻としては、社会科学部研究科マネジメント専攻がある。平日の火曜日から金曜日までは18時から21時10分までの時間帯に開講し、土曜日は11時から18時25分までの時間帯に講義及び演習を開講し、社会人学生が受講しやすいように配慮している。

また、夏季休業中等に集中講義を開講することにより、平日夜間の受講負担の軽減を図っている。

さらに、多くの研究科・専攻において、教育方法の特例を実施しており、夜間授業、土曜開講、休業期間中の集中講義、長期履修制度、ICTの活用など様々な工夫をしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし



5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

研究指導については、広島大学大学院規則 27 条に「本学大学院の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けなければならない。」と定めている。各研究科では、この規則に沿って、「履修方法」、「指導教員」、「研究計画」などを細則に定めている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

多くの研究科において、複数指導体制を採用し、同一研究室内の教員や隣接する分野の教員などにより、多面的な見方からのチーム的指導を行っている。さらに、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するために、研究会やセミナー等の機会を活用している。

学生の研究テーマ決定に関する指導の各研究科の取組状況として、例えば理学研究科では、入学後 3 週間以内に主・副指導教員を決定し、複数指導体制の下で研究テーマを決定している。

また、学生の教育研究能力の向上を図るために、TA や RA の制度を活用している。平成 20 年度では、TA が 1,820 人、RA が 281 人である。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科の成績評価基準及び修了認定基準は、広島大学大学院規則及び各研究科の細則に定め、学生便覧や新入生ガイダンスにおいて学生に周知を図っている。

これらの基準に従って、成績評価、単位認定を行うとともに、各研究科の教授会において修了認定を実施している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る評価基準は各研究科において定め、学位論文に係る適切な審査を確保するために、広島大学学位規則に審査の手續や体制を定め、学生便覧等により学生に周知を図っている。学位論文の審査は、研究科教授会において任命した審査委員からなる審査委員会による審査と、研究科教授会による最終的な承認という手順で審査を行っている。また、各研究科においては、公聴会の開催など具体的な審査の手續や体制の詳細について内規で定めている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

大学院課程における成績評価等の正確性を担保するために、シラバスに成績評価の基準を明確に示すとともに、各研究科において学生からの成績評価に関する申立てに対応する仕組みを整えている。授業科目担当教員が直接対応する研究科が多いが、「相談室」を設けて対応している研究科もある。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

広島大学法務研究科細則に、「研究科は、高度な専門職業人としての法曹の養成を目的とし、併せて法の理論と実務の架橋を目的とした研究を行う。」と明示されている。

法務研究科においては、法曹を養成する専門職大学院として、理論と実務を架橋する観点をもとに、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群に属する科目を学年進行に応じた配置することにより、体系的な教育課程を編成している。

教育課程は、専門的職業人である法曹の育成のプロセスであることを意識し、学部教育と一線を画しつつ、学年進行に応じた積み上げ及び理論と実務の有機的な連携に配慮して編成している。1年次の法律基本科目で「理論的基礎を固め」、2年次の法律基本科目で「問題解決型思考」に発展させ、3年次を中心に開講される演習科目によって「専門的な法知識」と「思考力、分析力、表現力等」を修得させる編成としている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

専門職大学院としての教育目的を踏まえ、法律基本科目において、1年次に理論的基礎を固め、2年次以降では問題解決型思考へ発展させる積み上げ方式をとっているほか、2年次以降は法律基本科目に加え、実務基礎科目、臨床科目等の応用科目のウェイトを高めるとともに、多様な選択科目を開設している。これらの教育課程の編成や授業科目の開設は、法曹養成に対する社会の要請や学生の多様なニーズに配慮したものであるとしている。

また、授業科目の開設及びその内容については、最新の学術及び実務の発展動向を踏まえ、各担当教員の研究成果を反映するよう配慮している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

法務研究科では、1単位当たりの授業時間を十分確保している。また、授業のレジュメ等を事前に配付し（法科大学院教育研究支援システム（TKC教育支援システム）へのアップ等）、そこで提示した課題の予習をもとに授業を行うほか、授業後には復習課題のレポート等の提出を求めている。

このほか、十分な学習時間を確保するための措置として、履修科目の登録の上限（1年次は32単位、2年次は36単位、3年次は44単位）を設定している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法務研究科の教育課程や教育内容は、専門職大学院としての教育目的を踏まえ、法律基本科目において、1年次に理論的基礎を固め、2年次以降では問題解決型思考へ発展させる積み上げ方式をとっているほか、2年次以降は法律基本科目に加え、実務基礎科目、臨床科目等の応用科目のウェイトを高めた編成としている。また、教員が学生に対して一方的に知識を伝達するという講義形式だけでなく、双方向・多方向的な質疑応答を交えた教育方法を採用している。これにより、法曹として求められる法律知識、実務基礎知識、問題処理能力、表現力、倫理観等の素養を幅広く修得させることとしている。

法務研究科の教育内容や水準は社会の期待にこたえるものとなっており、このような教育の実践の成果は、新司法試験における全国平均を上回る合格率（25.0～36.5%）に現れている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

法務研究科では、学年ごとに定めた編成の理念に基づく系統的なカリキュラムに従って、理論教育から法律実務基礎教育までを段階を追って実施している。また、その授業方法は、主に1年次に配当される法律基本科目においても、一方的な講義形式だけではなく、質疑応答を通じて授業が進行する方法を併用して、学生の理解度を確認しながら授業を進めているほか、2年次以降に配当される法律実務基礎科目、演習科目、臨床科目等では、この方法による授業のウェイトをさらに高めている。

この間、複数の教員（実務家教員と研究者教員）が協力して企画し、かつ、複数の教員が常時出席して、その間での議論を交えて展開される授業科目を多数開講している（民事訴訟実務基礎、民事法総合演習、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習、ローヤリング）ほか、3年次夏季休業中には、実習科目としての「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」を選択必修科目として実施している。

なお、文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、平成16年度に「法律相談事例を活用した実務基礎教育の充実」が採択され、臨床法学教育のためリーガル・サービス・センターでの無料法律相談などへの参加や実務基礎科目（リーガル・クリニック、民事訴訟実務基礎、法文書作成、ローヤリングなど）の充実を図り、ビジネス分野に強い法曹の養成に取り組んでいる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法務研究科では、新入生ガイダンスにおいて1年間のシラバスを冊子体で配付しているほか、各科目の授業においては、進行に応じた詳細なシラバス（予習・復習課題、参照資料の指示を含む）をTKC教育支援システム上に掲載し、活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び修了認定基準は、広島大学大学院規則及び法務研究科細則において明確に定めている。単位認定、成績評価基準や修了認定基準については、学生便覧に掲載し、新入生ガイダンスにおいて説明しているほか、各科目の授業開始時に説明することにより学生に周知している。

成績評価、単位認定については、各教員が法務研究科の定めた基準に則り原案を作成したうえで、それを教授会で検証し、必要があれば、修正を加えることとしており、その厳正性・適切性を確保している。修了認定については、所要の単位を修得した学生を対象に、複数の教員による口頭試問形式で最終試験を実施し、その結果を教授会で判定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等については、授業担当者の原案を教授会において審議し、必要な修正を加えて決定することにより、その正確性を期している。また、その結果については、チューター教員（2人）が学生と個別に面談後、答案の返却とともに伝達して、説明するとともに、疑問には授業担当者が対応している。さらに、平成18年度後期には、成績評価及び単位認定に関する疑義照会制度及び異議申立制度を制定し、それ以降、毎学期実施している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 各学部・学科等の教育目的と卒業生像・修了生像を明確にした、到達目標型教育プログラムを実施している。
- 文部科学省の教育GPにおいて、平成20年度に「工学教育を支える「数学力」養成プログラム」と「アクセシビリティリーダー育成プログラム」が採択され、前者では、細かい教育体制と厳格な基礎学力評価システムを構築し、工学問題の解決に自在に活用できる「数学力」を身に付ける取組を行っている。また後者では、情報やサービス、環境の利便性を誰もが享受できる豊かな社会を創出する人材の育成に取り組んでいる。



- 文部科学省の特色GPに平成16年度に採択された「高等教育のユニバーサルデザイン化」では、音声認識技術を活用した情報保障支援方法の導入や障害者支援技術、電子情報技術・支援技術等の習得のための教養教育授業（「障害者支援ボランティア概論」、「障害学生支援ボランティア実習」）実施し、学生を障害学生支援の推進者として育成している。また、平成19年度に採択された「協調演習による理学的知力の育成支援」では、演習授業の中で学生が互いに教えあうことによって学ぶ認知的学習法を演習形式で実施し、理学的知力を身に付ける取組を進め、学生の自主性と学習意欲の向上を図っている。
- 文部科学省の現代GPにおいて、平成16年度に当該大学と鳥取・岡山・山口・愛媛・広島県立大学の6国公立大学共同申請による「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」が採択され、6大学が連携して人的・物的資源を相互補完しながら、生物資源を基にした食と環境に関わる総合的なフィールド教育の体系化を図っている。平成18年度に採択された「地域連携薬剤師高度化教育プログラム」では、ロールプレイ型外来診療体験ソフト「患者百選」を用いて、薬学生の臨床薬学の講義や臨床前実習に活用している。さらに、インターネット配信により時間と場所に関係なく臨床知識と技術を学ぶことができ、臨床現場を意識した学習につながっている。「学生提案型キャリア形成システム基盤構築」では、学生が主体的・提案型取組を考え、計画・実行する「フロントランナープログラム（FRP）」、それを効果的に運用する「キャリアメンター制」という取組を中心に実施し、特に前者では、キャリアパスガイダンスの開催やプロジェクト学習方式を採用して、学生の自主的・積極的取組姿勢を促している。平成19年度に採択された「子どもの心と学び支援プログラムの展開」では、心と学び支援の専門的実践力を備えた教員の養成のため、ここにこルームを中心として学生参加型の各種地域サービスを実施するとともに、広島県、広島市、東広島市の教育委員会と連携し、学生を学校へ相談員として派遣し、大学教員、学校教員の指導の下で相談、教育・研修サービスなどの実習を行って、学生の資質向上に努めている。
- 文部科学省の医療人GPにおいて、平成18年度に「実践的ヒューマン・コミュニケーション教育」が採択され、薬学教育の初期段階から倫理観、使命感を身に付け、患者や他職種の医療スタッフとのコミュニケーションが十分行える薬剤師を養成することに取り組んでいる。
- 文部科学省の現代GPに平成16年度に採択された「「国境を越えるエンジニア」教育プログラム」では、博士課程前期の学生を対象として「技術移転特論」、「海外インターンシップ」、「技術移転演習（PBL）」などを開講するとともに、海外派遣型技術者養成プログラムとして、学生をアジア諸国の技術移転現場へ現地研修として派遣し、国際的な視野と技術者倫理、コミュニケーション能力を身に付けさせる取組を行っている。
- 文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に平成19年度に採択された「銀の道で結ぶがん医療人養成コンソーシアム」では、当該大学、鳥取大学、島根大学の3大学が連携して、人材交流や単位互換、e-learningやTV-カンファレンスによるリアルタイムな情報交換、コメディカル講習会による教育機会の提供など、相互の補完を図り、がん医療に携わる人材の育成に努めている。
- 文部科学省の大学院GPに平成19年度に採択された「文理融合型リサーチマネージャー養成」では、課題の発見・解決のための調査・検討、合宿研修でのグループ討論やプレゼンテーション、また、「ICTリテラシー演習」、「英語運用演習」、「研究倫理」、「文系対象科学基礎実験」などのリテラシー科目の新設、さらに、グループ研究の専門研究への応用、21世紀科学プロジェクト群における研究発表・調査・研修、学生による「独自プロジェクト研究」の企画・実施などを行い、文理融合型リサーチマネージャー養成に努めている。「グローバルインターンシップ推進拠点の形成」では、講義・P

BL・演習・英語プレゼンテーションなどによる事前教育、グローバルインターンシップによる現地教育、事後報告会、討論、論文作成などの事後教育、TA・RAを活用した遡上教育、学生の現地再派遣などのフォローアップ教育を進め、新しい分野の課題に挑戦できる研究者、国際協力・援助をリードする事務者、高度専門職業人としての留学生・研修生の育成を推進している。「Ed. D型大学院プログラムの開発と実践」では、博士課程後期学生を対象として、大学の教員養成担当者としての資質能力の向上を目指し、「教員養成学講究」、「大学教授学講究」などの講義、教職教育のカリキュラム開発、シラバス作成、TAとしての教育実習などを行い、実践的力量的向上に努めている。「世界レベルのジオエキスパートの養成」では、地球惑星科学分野におけるフィールド調査、分析・計測、シミュレーションの技術・能力と幅広い素養を持った問題発掘型の人材を養成するため、コアコースによる基礎教育とアドバンスコースによる最先端研究の教育を実施している。また、学位授与まで明確、厳密な評価を実施し、さらに英語の授業や国内外連携研究機関との交流を行って国際化教育を進めている。「数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成」では、数理科学と生命科学の双方に精通した人材の育成を目指し、数理科学系と生命科学系の学生が協調して学習したり、学部においてファシリテーターとして「数理生命科学」のトピックスを講義して、学生の資質形成を支援している。平成20年度に採択された「食料・環境系高度専門実践技術者養成」では、食料・環境系におけるスペシャリスト・ゼネラリスト融合型の高度専門実践技術者の育成を目指し、能力と目標に応じた履修科目のステップアップや組合せにより、専門領域の深い知識と応用展開能力を修得できるカリキュラムを作成している。「バイオデンティスト育成プログラム」では、生命科学の急速な進歩を理解し、生物学的根拠に基づく病因の特定、それを標的とした予防・診断・治療の開発を実践できる人材の育成を目指し、生命・医療倫理と専門知識を学ぶコアカリキュラム、実習型コースワーク、基礎・臨床融合型専門プログラム、英語による講義・演習・プレゼンテーション・論文作成、海外インターンシップ、海外医療活動や地域福祉活動への参加など、様々なプログラムを実施している。

- 文部科学省の「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に平成17年度に採択された「数理生命科学ディレクター養成プログラム」では、生命科学と数理科学を融合した教育研究を進展させ、自ら新しい研究を創成できる数理生命科学ディレクターの養成を目指している。「国際協力学を拓く実践的研究者育成の試み」では、国際的に通用する高度専門職業人の養成を目指し、複数の専門知識・技術及びデザイン能力を取得させるため、専門の異なる複数の教員による分野横断型教育プログラム、産官学連携海外インターンシップによる現地課題解決型研究、国際協力学の教材開発と通信技術を活用したPBL教育などを実施している。
- 文部科学省の教員養成GPにおいて、平成17年度に「メンター制構築による実践的指導力の高度化」が採択され、大学院学生、大学院教員、メンターの3者が協働する体制を構築し、大学を主な場として教科授業や生徒指導を中心とした理論的研究の推進、協力校・附属学校を主な場として教科指導並びに生徒指導の実践的指導力の高度化を図る取組を行い、高度な教科授業力・生徒指導力を有する教員の育成を図っている。
- 文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において、平成16年度に「法律相談事例を活用した実務基礎教育の充実」が採択され、臨床法学教育のためリーガル・サービス・センターでの無料法律相談などへの参加や実務基礎科目（リーガル・クリニック、民事訴訟実務基礎、法文書作成、ローヤリングなど）の充実を図り、ビジネス分野に強い法曹の養成に取り組んでいる。
- 我が国の高等教育の質保証の強化に資する学士力確保や教育力向上につながる取組である文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において、平成21年

度に「新世代到達目標型教育プログラムの構築」が採択されている。

- 地域の知の拠点として、国公立大学間の連携を推進し、各大学における教育研究資源の有効活用、教育研究水準のさらなる高度化、教育活動の質保証、個性・特色の明確化に伴う機能別分化の促進と相互補完などとともに、地域と一体となった人材育成の推進を図ることを目的とした、平成 21 年度の文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に、広島市立大学及び広島工業大学との連携による取組「医療・情報・工学連携による学部・大学院連結型情報医工学プログラム構築と人材育成」が採択されている。
- 文部科学省の 21 世紀 COE プログラムにおいて、平成 14 年度には「テラビット情報ナノエレクトロニクス」、「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」、平成 15 年度には「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点ーゲノム障害科学に基づく学術基盤の確立と医療展開ー」、「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」、平成 16 年度には「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界（21 世紀産業革命に向けて）」が採択され、これらの研究成果を大学院教育に活かしている。

**基準6 教育の成果**

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

**【評価結果】**

**基準6を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の達成状況の検証・評価は、学士課程教育においては、平成18年度から導入した到達目標型教育プログラムにより、それぞれ定められた到達目標に対する学生の達成度の評価を授業担当教員及びチューター又は指導教員が学期ごとに評価し、学生に通知している。各プログラムには担当教員会を設置し、到達度評価の分析結果等を基に、教育方法や内容等を見直し、その結果を次年度のカリキュラム策定に反映させている。

大学院課程においては、各研究科の審議事項である「学位の授与に関する事項」として、修士論文・博士課程論文審査、修了判定を行い、これらを中心に達成状況の検証・評価を実施している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成16～20年度における学位授与率（最終学年在籍者のうち学位を授与された者の比率）は、学士課程84.1～84.9%、修士課程66.7～85.7%、博士課程前期85.6～90.5%、博士課程後期41.5～46.8%、博士課程48.5～64.9%、専門職学位課程60.4～92.3%である。また、標準修業年限内学位取得率は学士課程85.2～86.2%、修士課程64.3～85.7%、博士課程前期85.7～88.1%、博士課程後期39.7～43.1%、博士課程37.7～55.2%、専門職学位課程47.5～85.7%である。

資格取得の状況では、平成20年度における教育職員免許状のそれぞれの取得状況（延人数）は、学士課程で、小学校215人、中学校401人、高等学校600人、特別支援学校30人、幼稚園120人、養護教諭30人、博士課程前期では、小学校24人、中学校121人、高等学校162人、特別支援学校1人、幼稚園7人、養護教諭2人である。

平成16～20年度における国家試験合格状況は、医師87.0～96.9%、歯科医師81.6～96.7%、薬剤師81.4～96.8%、看護師95.4～100%、保健師93.7～100%、助産師100%、理学療法士90.0～100%、作業療法士92.3～100%である。平成18～21年度の新司法試験の合格率は25.0～36.5%である。

また、大学院課程においては、多くの学生が国内・国外の学会等に参加して、研究成果を発表し、優秀論文賞、優秀ポスター賞等を受賞している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程では、学生による授業評価アンケートを定期的・全学的に実施し、その内容は「学生による授業評価アンケート」としてウェブサイトで公開している。このデータの過去5年間（平成16～20年度）の状況では、授業に対する満足度は5段階評価（4点満点）で3.1～3.2である。大学院課程においても、学生による授業評価アンケートを平成20年度から全学的に実施し、授業に対する満足度は5段階評価（4点満点）で3.4～3.6である。

また、平成18年度及び平成20年度に学部学生を対象として実施した「学生生活実態調査」において、学習目標達成度について尋ねたところ、平成18年度は71.0%の学生が、平成20年度は67.1%の学生が「達成できた」、「ほぼ達成できた」と回答している。

さらに、平成19年度に大学院学生を対象として実施した「平成19年度広島大学大学院学生生活アンケート」の結果によると、「教育課程の満足度」は51.6%、「研究指導の満足度」は61.3%、「教育カリキュラムの満足度」は38.7%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ90.1%、91.6%、84.9%という状況である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成16～20年度における課程別の就職率（就職者／就職希望者）は、学士課程83.3～91.7%、修士課程で57.1～100%、博士課程前期92.4～95.5%、博士課程後期70.1～89.9%、博士課程66.3～98.5%である。

学部卒業者の進路状況については、多様な業種への就職とともに、学部による差はあるものの、大学院課程への進学率は33.9～36.7%であり、また、博士課程前期から博士課程後期への進学率は11.6～15.3%前後で推移している。博士課程後期の修了者については、教員を中心として教育・学習支援業に従事する者が最も多い状況である。さらに、平成16～20年度の日本学術振興会特別研究員等の採用状況は、117～175人である。

なお、卒業（修了）生の社会での活躍等について、当該大学の学生が卒業（修了）生をインタビューし、記事にしたものをまとめた『HU-style』を学生に配付している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成17年度に実施した卒業（修了）生を対象としたアンケートでの「大学の教育は社会に出て役立っているか」の問いに対して、59.0%が「役立っている」、「どちらかというと役立っている」と回答している。平成19年度に実施したアンケートでの「教育に対する満足度」では、学部卒業生は50.0%が「満足している」、「どちらかといえば満足している」、大学院修了生は69.0%が「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答し、「普通」と回答した学生を加えると、ともに89.0%となっている。

就職先の関係者のアンケートにおいて、「本学の卒業（修了）生を今後も積極的に採用したいか」の問いに対して、平成17年度では93.0%が、平成19年度では92.0%が、「採用したい」と回答している。

さらに、各学部・研究科においても、それぞれの特性に沿って卒業（修了）生や就職先の関係者からの

## 広島大学

意見聴取を行っており、その内容は、それぞれの学部・研究科における教育の成果や効果についておおむね高い評価が寄せられている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目、専門、専攻等の選択の際の履修ガイダンスは、各学部・研究科で実施している。

学士課程入学時には、すべての学部において、教育の目的、カリキュラムの周知、授業科目の履修方法などの指導を内容とする「新入生ガイダンス」を実施しており、特に教養教育ガイダンスでは、教養教育委員会及び学士課程会議において作成した全学共通の資料を用いて行うなど、どの学部でも同様の説明となるように配慮している。入学後は学生一人に対し複数の教員（各学部及び総合科学部の教員）をチューターとして配置し、学生が所属する学部・学科・類・専攻・コースごとに履修や日常生活に関する指導・助言を行うとともに、学生の授業の選択状況等は広島大学学生情報システム「もみじ」によって管理している。また、学部の特色に応じて2年次生、3年次生及び編入生を対象とした履修ガイダンスを実施し、教育職員免許状取得を希望する学生には、取得方法のガイダンスを実施している。

大学院課程においても、「新入生ガイダンス」を実施するとともに専攻・分野に応じたガイダンスを実施し、併せて学士課程と同様に教育職員免許状取得を希望する学生には、取得方法のガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

全学的ニーズ調査については、学部学生については学生総合支援センター（学生生活会議）が隔年で「学生生活実態調査－学習と学生生活アンケート」を実施しており、大学院学生については大学院課程会議が「大学院学生生活アンケート」を行っている。

学習相談、助言、支援としては、学習支援室、ピア・サポート・ルーム、何でも相談窓口を設置して取り組んでいる。

学習支援室では、学生の学習理解の向上を図ることを目的として補足的に学習の支援を行っている。また、ピア・サポート・ルームは、学生による学生のための相談窓口であり、ピア・サポート養成セミナーを修了した30人前後の学生（ピア・サポーター）が同じ学生という立場から相談を受ける制度である。

さらに、学生総合支援センター内に置かれる何でも相談窓口は、修学上の相談のみならず、進路・対人関係・健康面など、学生がいつでも気軽に相談できる窓口である。

これらの取組は、『学生生活の手引』に掲載し、新入生ガイダンス等において全新生に配付している。

平成20年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によると、学習や各種施設に対する満



足度に関する問いに対して「授業時間以外で学習をサポートしてくれる仕組み」は 34.2%、「カリキュラムの構成」は 33.2%、「シラバスの整備状況」は 38.7%、「単位互換や留学等の仕組み」は 24.1%、「図書館の資料充実度」は 54.6%、「図書館のサービス充実度」は 52.5%、「学習施設の充実度」は 41.7%、「教育機材の充実度」は 58.1%、「くつろぎの空間や活動の場の充実度」は 37.6%、「食堂・売店の充実度」は 47.8%、「合宿施設の充実度」は 14.5%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ 90.4%、84.5%、84.0%、89.3%、86.7%、92.0%、87.6%、88.9%、74.3%、77.1%、90.6%という状況である。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生は、平成 21 年度には 974 人が在籍している。留学生に対しては、新入留学生オリエンテーション時に、指導・相談体制について説明しており、留学生指導教員、チューター、外国語による情報提供などの支援が行われている。学習支援は、留学生センターと各部局が連携して対応している。留学生からの相談件数は、平成 20 年度に 353 件であり、同様の支援を求めている留学生のために対応した内容をウェブサイトの教育・学生生活の中で「留学生向け・インフォメーション」として「サポート・インフォメーション」、「奨学金・インフォメーション」、「留学生のための特別プログラム」、「留学生組織」、「帰国を控えて」、「家族のための日本語クラス」などの項目を公開している。

社会人学生を対象とした長期履修制度及び教育方法の特例の利用学生数は、平成 20 年度にそれぞれ 30 人 (2.65%)、1,134 人 (100%) である。

また、障害のある学生は 15 人であるが、学習支援は、アクセシビリティセンターを中心に相談窓口を設け、講義の要約筆記をするノートテイクや板書をノートに取るノート作成支援、情報機器による学習支援、試験等における特別措置などの支援を学生の事情に合わせて実施している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的な学習を支援するために、図書館、情報端末室及びマルチメディア外国語自習室を開放し、学生の授業前後の学習活動に配慮している。また、各学部・研究科においても教室等を開放し、正課の授業外の学習活動に運用している。

さらに、容易に情報ネットワークを利用して自主的学習ができるようにするために、全学的な取組として、情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱うための基本的な知識や能力の向上を目指して、新入生を対象としたガイダンスの実施や e-learning 「オンライン情報セキュリティ講座」を実施している。また、過去 5 年間で講義室や実習室、図書室、学生食堂や課外活動施設などのキャンパス内の各所からネットワークが簡単に利用できるよう、無線 LAN アクセスポイントを計 41 か所整備し、情報ネッ



トワークへのアクセス環境の整備やe-learning コンテンツの充実を図っている。

3キャンパスに5つの図書館を配置しており、授業期は、平日は2か所が21時、3か所が22時まで開館、土曜は17時（2か所）、18時、19時15分、22時まで開館、日曜は2か所が開館している。

教育用情報処理端末室は3キャンパスに6か所配置し、計353台の情報端末を設置しており、平成20年度の利用者数は延べ166,322人である。また、東広島キャンパスの情報メディア教育研究センター、中央図書館、西図書館メディアセンターにオープンスペースを設け、情報端末を348台設置し、延べ331,485人の学生が利用している。

平成20年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によれば、自主的学習環境を含めた施設・教育機材等、情報化に対する大学の対応について「教室等や研修施設の各種学習施設の充実度」は41.7%、「パソコン、専門機材等の教育機材の充実度」は58.1%、の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ87.6%、88.9%という状況である。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

「課外活動は教育の一環である」との指針（平成12年7月評議会決定）に基づき、課外活動を教育の重要な要素として捉え、活動を活性化するために組織的な支援を行っている。

学生のサークルは232団体あり、各サークルからの要望について物品購入助成等の支援を行っている。特に体育施設等については、体育施設等長期整備計画を策定し、定期的に施設パトロール（実地視察）を行うことで施設の維持・管理を行っている。

また、体育会、音楽協議会等の代表者と理事・副学長（教育担当）との懇談会を開催し、学生からの要望及び支援について意見交換を行っている。

さらに、課外活動の活性化策として、サークルリーダー育成のためのスポーツリーダーズセミナー、サウンドクリエイターズセミナーの実施や教職員に対して「指導者人材バンク登録」の募集も行っている。

キャンパスごとの課外活動施設に加えて、東広島キャンパスから約3kmの位置に西条総合運動場を備え、陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート12面を設けており、隣接する広島大学西条共同研修センターを合宿に利用することもできる。

平成20年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によれば、大学会館等の課外活動施設及び合宿施設の充実度に対する問いに対し、「大学会館やラウンジ等のくつろぎの空間、活動場所の充実度」は37.6%、「合宿施設の充実度」は14.5%、の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ74.3%、90.6%という状況である。

このことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生生活等の改善・充実に役立てるための生活支援等に関する学生のニーズは、オフィスアワー、相談窓口、メール、意見箱、学生との懇談会、アンケートなどを通して把握している。また、学生の各種相談については、保健管理センター（専任教員9人、内科医3人、精神科医2人、臨床心理士3人、診療放射線技師1人、管理栄養士1人、保健師1人、看護師6人、心理相談員1人）、ピア・サポート・ルーム（ピアサポーター32人）、何でも相談窓口（相談員1人）、学習支援室（室長1人、指導教員4人、相談員8人）、

留学生センター（教員1人、カウンセラー1人）、ハラスメント相談窓口（教員2人、相談員17人）、アクセシビリティセンター（教員2人、情報支援コーディネーター1人、学生コーディネーター2人）、キャリアセンター（教員3人、相談員4人）において対応体制を整備している。

学生の利用状況として、保健管理センターの利用者延べ数では、平成16年度が17,151人、平成20年度が21,334人、キャリアセンターのキャリア相談件数では、平成16年度が788件、平成20年度が1,566件となっており、それぞれ学生の利用は増えている。

これらの取組は、『学生生活の手引』に掲載し、新入生ガイダンス等において全新生に周知している。

「学生生活実態調査アンケート」、「大学院学生生活アンケート」の結果では、特に利用者の多い保健管理センターの対応について、学部学生の51.2%、大学院学生の44.9%が「満足である」「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ79.2%、71.0%という状況である。

また、キャリアセンター利用者アンケートの結果では、利用者全員が「目的が達成できた」と回答している状況である。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生、社会人学生に対しては、一般学生と同様の生活支援を行っている。さらに留学生にはチューターを配置して支援を行っており、その配置状況は、平成21年度（前期）は305人である。各部局において、外国語による健康相談、留学生対象の親睦会、留学生相談日の設定、TAによる個人的指導などが行われている。

また、留学生を対象とした学生宿舎等が178室設置されており、利用率はほぼ100%である。

平成20年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によれば、留学生・社会人に対する「授業以外の学生生活に関して、大学側のサポート（支援）体制やサービス内容・メニュー」について、社会人学生では61.7%が、留学生では65.0%が「充分である」又は「普通」と回答している。同様に「大学院学生生活アンケート」の結果によれば、留学生の91.1%が「充分である」又は「普通」と回答している。

障害のある学生の生活支援は、施設等のバリアフリー対応を進めるとともに、アクセシビリティセンターを中心に、ガイドヘルプ、学内での食堂・トイレ施設等への移動や食事の介助等の学内生活支援を実施している。また、「障害学生への生活支援」等についてのアンケート結果によれば、設備・施設、就学支援システム、手続・移動に関するアンケート項目に対し、平均して90%以上が普通以上と回答している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助については、奨学制度、入学料免除・授業料免除、各種奨学金に係る応募支援、学生宿舎の設置等を行っている。大学独自の取組として、成績優秀学生奨学制度「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」（学部学生・大学院学生）を平成18年度から実施し、平成20年度は学部学生81人、大学院学生84人が対象となっている。また、学力が優秀でありながら経済的理由により大学進学が困難な学生を支援する「広島大学フェニックス奨学制度」（学部学生を対象に、入学料及び授業料の全額免除並びに月額10万円の奨学金を支給）を平成20年度から実施している。（平成20年度は学部学生

3人が対象)

入学料免除の平成20年度実績は、全額免除者は学部7人、研究科11人、半額免除者は研究科101人、授業料免除の平成20年度実績は、全額免除者は学部639人、研究科520人、半額免除者は学部202人、研究科392人である。

平成20年度の日本学生支援機構の奨学金貸与者数は、学部649人、研究科351人となっている。また、各種団体等の奨学金については、学部143人、研究科27人が採用されている。

なお、「授業料」、「入学料免除・授業料免除」、「奨学金」、「フェニックス奨学制度」、「成績優秀学生奨学制度」、「教育ローン」、「学生健康保険組合」及び「学生教育研究災害傷害保険」などの情報を「授業料・奨学金・学生保険・インフォメーション」としてウェブサイトに掲載するとともに、学生情報システム「もみじ」にも掲載し、周知している。

特に、「広島大学フェニックス奨学制度」は、平成20年度から始めたことから、高等学校教員を対象とした説明会やオープンキャンパス、各高等学校・高等専門学校に制度を紹介したリーフレットを配布するとともに、AO選抜第一次選考合格者、一般選抜志願者に対してもパンフレットを活用して周知を図っている。

また、留学生への経済支援として、「広島大学外国人留学生を援助する会」を設置し、貸付金の貸与（限度額10万円）、奨学金の支給（月額3万円、支給期間6か月又は1年間）等の支援を行っている。平成20年度には、急激な円高の影響で困窮する外国人留学生に対して緊急経済支援（奨学金支給）を行うことを決定し、16人の留学生に奨学金を給付している。

学生宿舎は、男子用420室（うち50室は留学生用）、女子用200室（うち50室は留学生用）が設置されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 障害のある学生のために、バリアフリー化を図るとともに、アクセシビリティセンターを相談窓口として、講義の要約筆記をするノートテイクや板書をノートに取るノート作成支援、情報機器による学習支援、試験等における特別措置を実施するなど、入学前から卒業までの総合的支援体制を整備している。
- 学部学生、大学院学生に対する経済的支援として、平成18年度から成績優秀学生奨学制度「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」（学部学生・大学院学生）を実施し、また、平成20年度から学力優秀でありながら経済的理由により大学進学が困難な学生を支援する「広島大学フェニックス奨学制度」（学部学生）を実施している。

**基準8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

**【評価結果】**

**基準8を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、東広島地区、東千田地区、霞地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は東広島地区 803,370 m<sup>2</sup>、東千田地区 15,844 m<sup>2</sup>、霞地区 118,829 m<sup>2</sup>、運動場用地が 244,009 m<sup>2</sup>である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 485,992 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究に必要とされる施設・設備として、大学設置基準に規定されている、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設も十分に整備されている。

また、施設・設備のバリアフリー化について、平成16年度に「広島大学施設のユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、障害のある学生を含めた全利用者が円滑に施設・設備を利用できるよう、バリアフリー化（スロープ、エレベーター、自動ドア、身障者用トイレの設置など）や身障者用駐車場の設営・整備などを実施している。

平成20年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によれば、教室等の施設の充実度や教育教材の充実度について、「教室等や研修施設の各種学習施設の充実度」は41.7%、「パソコン、専門機材等の教育機材の充実度」は58.1%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ87.6%、88.9%という状況である。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

教育・研究・社会連携を支える情報通信基盤整備への取組として「広島大学における情報基盤整備に関する基本方針（平成18年2月）」を定め、この方針に基づき、ICT環境の整備に取り組んでおり、教職員・学生向けに無線LAN用のルーターや情報コンセントを設置し、容易に学内ネットワークに接続できるようにしている。

情報ネットワークの活用を促進するために、情報メディア教育研究センターにおいて、授業等で利用するパソコンやホスト計算機、メールシステム等の利用環境を提供している。

情報処理学習のための施設としては、情報メディア教育研究センターを中心として3キャンパスに700台を超えるパソコンを整備している。語学学習のための施設としては、外国語教育研究センターを中心と

してマルチメディア外国語自習室やオンライン教材（オンライン学習システム）を提供している。

また、学内外の情報セキュリティの管理は、「広島大学情報セキュリティに関する規則」及び「広島大学情報セキュリティポリシー」に従い実施し、個人情報管理については、「広島大学個人情報の取扱いに関する規則」に基づき管理している。

これらの取組について、「学生生活実態調査アンケート」、「大学院学生生活アンケート」の結果では、情報化への対応について、学部学生 54.4%、大学院学生 49.3%が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、どちらも 88.2%という状況である。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

各施設・設備については、運用方針や利用規則を明確に定め、学生については学生便覧や「学生生活の手引」に記載し、新入生ガイダンス等で説明している。教職員については、ウェブサイトの「広島大学規則集」で周知しているとともに、変更があった場合には、全学情報基盤システム「いろは」（学内限定）に変更した旨通知し、周知を図っている。教員には、学生便覧も配付している。

平成 20 年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によれば、施設・設備の利用に関しての問いに対し、「図書館の資料充実度」は 54.6%、「図書館のサービス充実度」は 52.5%、「教室等や研修施設の各種学習施設の充実度」は 41.7%、「パソコン、専門機材等の教育機材の充実度」は 58.1%、「大学会館やラウンジ等のくつろぎの空間、活動の場の充実度」は 37.6%、「学生食堂・売店の充実度」は 47.8%、「合宿施設の充実度」は 14.5%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ 86.7%、92.0%、87.6%、88.9%、74.3%、77.1%、90.6%という状況である。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館については、3 キャンパスに 5 館（東広島キャンパス：中央図書館、東図書館、西図書館、霞キャンパス：霞図書館、東千田キャンパス：東千田図書館）を配置し、資料の整備及び利用サービスを進めている。

蔵書数及び座席数はそれぞれ、中央図書館（2,150 千冊、1,047 席）、東図書館（352 千冊、277 席）、西図書館（583 千冊、406 席）、霞図書館（207 千冊、248 席）、東千田図書館（32 千冊、82 席）である。

図書館資料は、教員が教育研究上必要な資料を選定するほか、図書館に全学経費から「教育用図書購入費」及び「電子ジャーナル等経費」を配分し、蔵書の充実を計画的を進めている。図書館では、図書館資料収書基本方針及び資料選定会議細則等に基づき、図書館資料選定会議、同専門部会、収書事務委員会を設置し、全学共同利用の電子ジャーナル・データベース、大学院学生・学部学生用のシラバス掲載図書・学生用図書・教養図書、コースリザーブ・サービス、学生選書グループによる選書、学生リクエスト及び寄贈資料の受入等、系統的に多様な資料を選定し、収集、整理を進めている。また、平成 18 年度に、広島大学学術情報リポジトリを開設し、学内研究成果等の公開・保存体制を整備している。

図書館（中央図書館）の利用状況は、平成 20 年度は開館日数 300 日、開館時間 3,374 時間（5 つの図書



## 広島大学

館の開館時間は、授業期では、平日は2か所が21時、3か所が22時まで、土曜は17時(2か所)、18時、19時15分、22時まで、日曜は3か所が閉館)、入館者数1,199,021人、貸出冊数182,899冊、電子ジャーナルアクセス数639,219件、リポジトリアクセス数337,141件であり、高い水準で推移している。研究室等からWeb経由で利用できる電子資料が急速に拡大し、従来からの書籍閲覧、貸出等の来館と合わせて、資料整備とその利用のハイブリッド化が進行している。また、学生等に対する図書館ガイダンス(平成20年度受講者5,852人)、展示会、貴重資料の電子化等の公開事業(平成20年度入場者13,258人)も活発に展開し、資料の幅広い活用に努めている。

図書館、図書資料等の利用に対するニーズ把握のため、学生を含めた利用者を対象として図書館利用者アンケートを実施し、可能なところから対応しており、主な改善事項としては、図書館開館時間の延長、学生選書試行実施、今後の改善事項として、館内情報端末の増設、グループ利用環境の整備等を計画している。

平成20年度に実施した「学生生活実態調査アンケート」の結果によると、図書館、図書資料等の利用に関する問いに対し、「図書館の資料充実度」は54.6%、「図書館のサービス充実度」は52.5%の学生が「満足である」、「どちらかと言えば満足」であると回答し、「普通」と回答した学生を加えると、それぞれ86.7%、92.0%という状況である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

**基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準9を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部学生及び大学院学生の学籍、履修、成績、シラバス、就職等に関するデータは、教育室の管理・責任の下に学生情報システム「もみじ」により一元的に収集・蓄積している。

また、担当授業科目、指導状況、学生指導従事時間数、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等への参加・企画・運営等の教員の教育活動の実態を示すデータは、評価委員会の管理・責任の下に「教員活動状況調査システム」により一元的に収集・蓄積している。

教育課程及び学生支援等に関するデータは、教育室及び各学部・研究科等が収集し、管理している。特に、到達目標型教育プログラムの実施状況は、毎年度、報告書にまとめている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

到達目標型教育プログラムの自己点検の際に、教職員からの意見をアンケート形式により聴取し、学生からは、授業評価アンケートにより意見を聴取しており、その結果はウェブサイト等で公開している。また、このプログラムでは各主専攻プログラムにプログラム担当教員会を置き、主専攻プログラムの策定、授業・履修指導の実施、点検・評価、改善を組織的に行い、プログラムの質的向上を図るとともに、自己点検・評価結果等を年次報告書として取りまとめている。さらに教育室の教育評価委員会において、提出された年次報告書を基に各主専攻プログラムの実施状況を把握するとともに評価を行い、問題点等がある場合には関係学部と担当教員会に指摘を行うなどしている。

その他、学習支援や生活支援に関する学生アンケートや学長と構成員（教職員及び学生）との意見交換会を実施している。なお、得られた意見は、教育室及び各部局において検討し、FD活動を通じて改善につなげている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見を把握するために、教育室及び各部局において卒業生アンケート及び企業アンケートを実施している。これらのアンケート結果を参考に、教育の質の向上や改善のための方策を教育室及び各

部局において検討し、キャリア教育の強化などに活かしている。

また、これまで 20 回の経営協議会学外委員との意見交換会により意見を聴取し、経営協議会学外委員からの指摘事項（学位の質・国際通用性、教育の質など）に対応するとともに、教育上の諸活動の改善（大学院学生の英語能力向上、キャリア教育の強化など）に反映させている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教育室が中心になって、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各部局及び授業担当教員個々にフィードバックしている。各部局では、授業評価アンケート結果を基に、評価の高い授業のビデオの作成などを通じてFD活動を行い、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善に活用している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれ質の向上を図るとともに継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学FD研修会は、平成18年度から教育室を中心として実施している。平成20年度は、3回実施し、合計264人が参加している。

また、各部局においても継続的にFD活動を実施している。特に平成19年度以降はすべての部局においてFD研修会を実施している。平成20年度は、11学部で26回実施し、合計1,429人が参加、また、12研究科で43回実施し、合計1,661人が参加している。

これらのFD活動が教員の教育に対する意識改革につながり、様々な授業改善に結び付いている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育研究に関する技術的支援業務を全学的立場から行うため、学内の各部局等に設置されていた技術部を母体とした「技術センター」を平成16年度に設置し、部局等の要請に基づき技術職員が出向き、技術的支援を行っている。同センターは、毎年度、専門技術や業務内容についての組織活動や地域活動を報告する「広島大学技術センター研修会」を実施しており、平成20年度は2日間で72人（学内者64人、学外者8人）が参加している。

また、学士課程教育において、多くの大学院学生を教育補助者（TA）として採用し、TAを将来の教育トレーニングの機会提供として位置付け、適宜、研修等を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。



**【優れた点】**

- 到達目標型教育プログラムにおいて、各主専攻プログラムにプログラム担当教員会を設置し、プログラムの策定、実施、点検・評価、改善を行っている。さらに教育室の教育評価委員会において、提出された年次報告書を基に各主専攻プログラムの実施状況を把握するとともに評価を行い、問題点等がある場合には関係学部と担当教員会に指摘して、教育の質の向上を図っている。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 180,133,541 千円、流動資産 17,444,349 千円であり、資産合計 197,577,891 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 36,218,117 千円、流動負債 15,220,321 千円であり、負債合計 51,438,438 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 17,735,407 千円については、病院収入等により、文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、これらの収支計画等を各部局教授会等において報告している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用63,121,405千円、経常収益64,130,251千円、経常利益1,008,845千円であり、当期総利益は2,006,511千円、貸借対照表における利益剰余金4,898,696千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、経営協議会及び役員会の審議を経て、学長が決定している。各年度の教育研究関連の重点配分事項は、学士課程教育の充実を中心として行っている。また、教育・研究に対する特別な支援策として、学長裁量経費の予算を確保している。なお、施設・設備に対する予算配分については、「広島大学設備整備マスタープラン」、「全学営繕経費の執行計画について」等に基づいて計画的に行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、当該大学の財務諸表や決算報告書を元に、学内外関係者に対して、当該大学の財務状況の現状と展望、教育研究活動の成果の説明と批判的かつ建設的な提案を喚起することを特徴とした「広島大学財務報告書」を2事業年度比較形式で作成し、ウェブサイトで公開している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査及び会計監査人の監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の監査室が、内部監査規則及び内部監査実施細則に基づいて実施している。

また、監事と監査室は、日常の監査記録等の回覧により情報の共有化を行っている。監事は、会計監査人による監査計画や監査報告書の説明時に情報交換を行い、それぞれの連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、広島大学学則等の規則に基づき、役員会、経営協議会（11人）及び教育研究評議会（41人）を設けている。また、機動的な大学運営を促進するために教育研究推進本部会議（役員会構成員に副学長（学生支援・附属学校担当）1人、学長補佐1人、副理事20人、評価委員会委員長1人、学長支援グループリーダー（秘書室長）1人を加えた30人で構成）を設置している。

理事の下には理事室を置き、理事が所掌する業務の企画立案、点検評価、改善等を行っており、これらの業務を円滑に処理するため教職員一体型の組織を設置している。

各部局では、教授会を置くとともに、部局における重要事項について企画立案等を行い、部局長を直接的に支援する組織として、部局長室を置き、室長である部局長、副部局長、部局長補佐、その他部局長が必要と認めた者で構成している。

事務組織は、「広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則」等の規定に基づき、各理事室と各部局の支援室がある。教職員が一体となって管理運営組織を構成することとしており、教育研究推進本部会議、全学委員会等には、事務職員も委員として参画している。

危機管理等に係る体制については、理事（財務・総務担当）の下に、リスクマネジメント検討会議を設置し、リスクレベルに応じた危機管理体制を整備するとともに、危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルの改正を行い、緊急時のスムーズな連絡体制の検証のための緊急時メール連絡訓練を実施している。

研究費等の不正使用防止については、公費全体の不正使用防止について定める「広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則」を制定して、広島大学研究費等不正使用防止計画推進室を設置し、モニタリング機能として監査室及び広島大学研究費等不正使用防止計画推進室が連携して、不正使用防止に関する意識の啓発及び研究費等の使用に関する効果的な内部監査が実施できる体制を整備している。

また、科学研究の世界におけるデータのねつ造等の不正行為が相次いで指摘され、科学者が公正に研究を進めることがさらに重要になってきていたことから、平成18年度に「広島大学科学者の行動規範」、「広島大学研究活動に係る不正行為への対応に関する規則」を制定し、「広島大学科学者の行動規範」については平成21年1月に見直しを行い、「広島大学科学者等の行動規範」及び「広島大学における研究費等の不正使用防止計画（第一次行動計画）」を策定している。

生命倫理等への取組としては、「広島大学利益相反管理に関する規則」、「広島大学医の倫理に関する規

則」などの各種規則を定め、管理している。

施設設備の安全管理体制としては、安全衛生委員会を中心として、管理している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定を行うために、職務を分担する理事5人（教育担当、研究担当、社会連携・広報・情報担当、医療担当、財務・総務担当（教育担当と研究担当は副学長兼務））及び副学長1人（学生支援・附属学校担当）を置いている。また、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行う学長補佐1人を置いている。

学長と理事によって組織する役員会は、特定の重要事項について学長の最終意思決定の前に議決を行い、学長の下にある教育研究評議会（学内代表者41人で構成）は、教育研究に関する重要事項について、経営協議会（学外有識者1/2以上の11人で構成）は、経営に関する重要事項について審議している。

また、役員会構成員、副学長、学長補佐、副理事等によって構成する教育研究推進本部会議を置き、月2回開催することにより、運営に関する重要事項の検討を行っている。

各理事には、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐する副理事を置くとともに、理事の責任の下に理事室内に組織を設置し、構成員の合意形成を図りながら意思決定している。

なお、全学的な意思決定と各部局運営との連動を確保するために、学長・役員と各部局長による部局長等意見交換会を2か月に1回開催している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては、全学的な取組として、学長と学生との意見交換会、学生生活実態調査の実施により把握している。部局においても、学生との懇談会等により、学生のニーズ把握を図っている。

教員のニーズについては、全学的な取組として、学長と教員、職員との意見交換会の実施により把握している。部局においても、各種委員会や教授会の機会を通じて部局長が把握に努めており、全学的な課題に関連する案件の場合は、さらに部局長等意見交換会等を通じて全学の管理運営に反映している。なお、学長や理事が自ら全部局を回り重要課題について直接説明を行うことがあり、これが教員のニーズを把握する直接対話の機会ともなっている。

事務職員のニーズについては、全学的な取組として、学長と教員、職員の意見交換会、学長と支援室長との意見交換会の実施により把握している。

学外関係者のニーズについては、全学的な管理運営との関連では、経営協議会に7人の学外有識者を委員として加え、種々のニーズ把握を図っている。特に、学外委員による講演会の実施や部局長との意見交換により、大学の教育研究や管理運営等に対する意見を求めている。これらの委員からの様々な指摘・要望は、ウェブサイトで学内公開するとともに、役員会又は役員打合せ、関係委員会などにおいて検討を行い、財政状況も踏まえながら管理運営に反映している。

また、卒業生・修了生並びに企業に対するキャリア支援に関するアンケートを実施し、ニーズの把握を



行い管理運営に反映している。部局においても、アンケート調査を行い、部局の管理運営に反映している。

把握したニーズの管理運営への具体的な反映例としては、学内保育所の設置、新福利厚生施設の設置、体系的SDの実施のための体制の確立（人材育成推進室の設置）、教職員の処遇改善などがあげられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法第 10 条の規定に基づき、監事 2 人を置き、監事の業務は、国立大学法人法、広島大学役員規則及び広島大学監事監査規則において定めている。

監事は、毎年度初めに監査計画書を学長へ提出し、広島大学監事監査規則等に基づき、大学の業務について監査を実施している。各部局等への実地監査においては、調査票等による事前調査を踏まえ、各部局長及び各業務責任者から業務処理状況を聴取する等、機能的な監査を行い、その結果を監査報告書として取りまとめ、学長へ提出している。監査結果は、役員会や経営協議会において報告するとともに、ウェブサイト上で公開している。

監事は、財務諸表等決算書類についても、会計経理の適正を確保する観点から監査を実施し、監事の意見として監査報告書を学長へ提出している。また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、その他重要な会議等に出席し、業務運営の状況等について聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて意見を述べている。

なお、監事から指摘された事項に対して、改善した取組事例としては、「不適切な経理処理の発生を未然に防止するためには、実効性のある内部牽制体制の確立、効果的な内部監査の実施」との指摘には、不適切な経理処理の未然防止策として内部牽制体制を確立して効果的な内部監査を実施したこと、また、「構成員の認知度が高まるよう、受け手の側に立った工夫をすべき」との指摘には、研究費の不正使用を防止するためのルールを視覚に訴える形で記載した研究費不正防止啓発ポスターを作成し各部局に配付していることなどがある。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営上の課題を明らかにし、必要なスキルを身に付ける機会として、理事（財務・総務担当）の下、財務・総務室において管理職員等啓発セミナーや評価者研修などを企画・実施している。また、役員・事務幹部職員は、国立大学協会や国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーをはじめとする各種研修会等に参加している。

事務系職員については、階層別研修、一般研修、専門研修、自己啓発研修及び職員海外派遣研修を実施している。なお、事務系職員の各研修プログラムについては、研修時のアンケート等を参考にその内容の充実等の見直しを随時行っている。また、大学経営専門職（アドミニストレーター）等の育成のため、職員の大学院修学への支援を実施している。この制度では、入学検定料、入学金及び授業料を大学が負担し、2年を上限として、大学院就学中は職務の全部を免除し、給与の全額を支給することとしている。平成 20 年度は事務職員 2 人（2 年次 1 人、1 年次 1 人）が就学し、平成 21 年度は、引き続き就学の 1 人と新たに 1 年次からの 1 人の合計 2 人が就学している。1 年次からの 1 人については、私立大学派遣研修も兼ねているので、昼間は私立大学にて勤務し、夜間及び土曜日に大学院で就学している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

国立大学法人法に基づき設立される国立大学法人広島大学及びその法人によって設置される広島大学の組織及び運営等に関し必要な事項は、広島大学学則に定め、これに沿って、大学の組織に関する規則・規程等を整備している。

管理運営に関わる学長、理事、副学長、学長補佐、副理事等の職務、権限、選考等については、広島大学学則、広島大学役員規則、広島大学長選考規則、広島大学副学長に関する規則、また、広島大学の理事及び副学長の職務内容については、広島大学学長補佐規則、広島大学副理事規則等に規定している。

これらの規則は、広島大学規則集データベースとして整理し、ウェブサイトで公開している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

意思決定や管理運営に必要な基礎的データとして、大学の基本理念や中期目標・中期計画、それに基づく年度計画等を大学のウェブサイトに掲載し、役員をはじめ大学の構成員がアクセスできるようにしている。

また、自己点検・評価活動の基礎資料として、全学及び各部局の組織、教育・研究、管理運営に関する資料を体系的に収集し、『広島大学総覧 2008 資料でみる広島大学』としてウェブサイトで公開している。これらのデータは、教職員が活用しやすいように加工可能な電子媒体としている。

加えて、教職員数や外部資金受入状況などの大学の概要データ等も公表している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学評価に関する諸事項に対応するため、広島大学評価委員会規則に基づき広島大学評価委員会（事務は学長室）を設置している。

大学は、中期計画に基づく各年度の年度計画の実施状況についての自己点検・評価を、学校教育法第109条第1項の自己点検・評価と位置付け、教育・研究の状況についても外形的・客観的な状況の把握にとどまらず、取組の実施状況、成果を確認しつつ、点検・評価を行っている。この自己点検・評価の結果は、次年度の年度計画に反映されることにより、着実な改善につながっている。この報告書は、大学ウェブサイトで広く公開している。

さらに、各学部・研究科においても、それぞれの年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行い、

その結果を次年度の年度計画に反映している。また、この評価結果は、全学の自己点検・評価にも反映している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

年度計画の自己点検・評価の結果を取りまとめた年度計画の実績報告書は、国立大学法人評価委員会により外部評価され、その結果を大学及び文部科学省のウェブサイトで学内外に向け公開している。

また、部局の特徴・特色や課題への取組状況の自己点検・評価を基に、外部有識者（経営協議会学外委員）の評価を受け、部局の特徴・特色を伸ばすとともに、課題の改善に結び付けることを目的として、平成20年度に部局の組織評価を実施し、報告書としてまとめている。

各部局では、工学部・工学研究科、国際協力研究科、法務研究科、原爆放射線医科学研究所、放射光科学研究センター、文書館、情報メディア教育研究センターなどにおいて、外部評価による検証を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成16年度から実施している年度計画の実施状況の自己点検・評価については、国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けている。この評価結果を受けて、経営協議会学外委員との意見交換会の開催、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映、技術系職員の業務システムの見直しなど、管理運営の改善を行っている。

また、年度計画の実施状況については、各理事室が4半期単位で進捗状況を自己評価し、役員会においてその内容を確認し、計画を着実に遂行するために必要な指示を行っている。さらに、年度計画の進捗状況を踏まえて、役員会を主体に、次年度の年度計画の策定に反映している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学の基本的な情報及び教育研究活動の状況やその成果に関する情報については、大学のウェブサイトにおいて、わかりやすく社会に公開している。また、部局においても、部局の特色を活かしてウェブサイト、冊子、演奏会・発表会等により、多様な教育研究活動の成果を広く公開している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

## I 大学の現況及び特徴

## 1 現況

(1) 大学名 広島大学

(2) 所在地 広島県東広島市

## (3) 学部等の構成

学部：総合科学部，文学部，教育学部，法学部，

(11) 経済学部，理学部，医学部，歯学部，  
薬学部，工学部，生物生産学部

研究科：総合科学研究科，文学研究科，

(12) 教育学研究科，社会科学研究科，  
理学研究科，先端物質科学研究科，  
保健学研究科，工学研究科，  
生物圏科学研究科，医歯薬学総合研究科，  
国際協力研究科，法務研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

附置研究所：原爆放射線医科学研究所

関連施設：病院，図書館，放射光科学研究センター，  
(36) 西条共同研修センター，ナノデバイス・バイオ融合科学研究所，高等教育研究開発センター，情報メディア教育研究センター，自然科学研究支援開発センター，留学生センター，産学連携センター，教育開発国際協力研究センター，保健管理センター，平和科学研究センター，環境安全センター，総合博物館，地域連携センター，北京研究センター，宇宙科学センター，外国語教育研究センター，文書館，医療社会連携センター，スポーツ科学センター，HiSIM研究センター，先進機能物質研究センター，ハラスメント相談室，附属小学校，附属東雲小学校，附属三原小学校，附属中学校，附属東雲中学校，附属三原中学校，附属福山中学校，附属高等学校，附属福山高等学校，附属幼稚園，附属三原幼稚園

## (4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 10,978人，大学院 4,521人，

専攻科 12人，附属学校 4,124人

専任教員数：1,789人(内，附属学校教員222人)

助手数：14人

## 2 特徴

本学は，昭和24年5月，原爆被災により壊滅的被害を被った広島に，明治以降軍都として発展してきた歴史を反省し，国際平和を希求する新しい文化都市を建設したいという広島県民や大学関係者の熱い期待に支えられ，その核たるべき総合大学として誕生した。

本学の源流である広島師範学校，広島文理科大学，広島工業専門学校，広島高等学校，広島高等師範学校，広島女子高等師範学校，広島青年師範学校及び広島市立工業専門学校の8校を包括・併合して創設されたもので，大学の組織は，本部と文学部，教育学部，政経学部，理学部，工学部及び水畜産学部の6学部，教育学部東雲分校，三原分校，安浦分校，教養部皆実分校の4分校，理論物理学研究所，附属図書館で構成された。昭和28年には広島医科大学を併合し，医学部を設置した。

設立当初，広島市や福山市など6市町村11カ所に分散していたが，昭和48年2月，広島県賀茂郡西条町（現東広島市）への統合移転を決定し，昭和57年3月の工学部移転に始まり，平成7年3月に，全部局（医療系の部局及び附属学校を除く。）の統合移転を完了した。この間，総合科学部，法学部，経済学部の設置等，学部教育の充実を図ってきた。同時に，大学院の整備充実も図り，昭和61年度までに全分野の博士課程設置が実現した。その後，2つの独立研究科の新設，既存研究科の重点化（講座化）により，「総合研究大学」として発展を続けている。

平成15年の国立大学法人法の公布により，平成16年4月に国立大学法人広島大学が設置する大学となり，自己点検・評価に基づき様々な改革と整備が続けられ，平成16年度に大学院法務研究科専門職学位課程の設置，平成18年度に薬学部及び大学院総合科学研究科の設置，並びに各種学内施設の整備を進め，現在に至っている。なお，本学は「『自由で平和な一つの大学』という建学の精神を継承し，①平和を希求する精神，②新たな知の創造，③豊かな人間性を培う教育，④地域社会・国際社会との共存，⑤絶えざる自己変革，という理念5原則の下に，高等教育機関としての普遍的使命である「社会に貢献する優れた人材の育成と人類の発展に資する科学研究」を今後も推進する。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

広島大学では、「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たすことを基本理念としている。

この理念5原則に基づき、「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし、その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月）に従って整備を進めている。具体的な目標は、国立大学法人広島大学中期目標の「（前文）大学の基本的な目標」の「2 目標」に掲げる9項目である。

○国立大学法人広島大学中期目標

（前文）大学の基本的な目標

### 1 基本的な理念

「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学としての使命を果たす。

### 2 目標

「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし、その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成15年1月）に沿って整備を進める。具体的目標は次のとおりとする。

- ① 教育活動と研究活動のいずれにおいても、国際的に上位にランクされ、特筆すべき教育研究を進めている最高水準の教育研究機関となることを目指す。
- ② 学術研究のレベルを高めるための重点計画を策定するとともに、「世界トップレベルの研究」の達成を目指すための環境を整備し、次世代の学術をリードし、知的文化の創造に発展し得る研究シーズを育成する。
- ③ 大学院においては、国内外の拠点大学として、研究と直結した教育を充実させ、質の高い課程博士を輩出し、国際的に活躍できる研究者を養成するとともに、実践的な教育を充実させ、社会的・国際的に通用する高度専門職業人を養成する。
- ④ 学士課程においては、到達目標型教育の下での教育プログラムによって、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を社会に送り出す。
- ⑤ 教育・研究とともに本学の重要な使命である社会貢献を果たすために、地域社会と緊密な連携を構築し、多様な社会的ニーズに的確に対応する。
- ⑥ グローバル化社会における大学として国際競争力を強化し、教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに、国際的な交流・連携・協力体制を整備する。
- ⑦ 「人材、施設、財源」を一括管理して全学的視野で大学運営の目標・計画を設定し、全学的立場からこれを実施する。
- ⑧ 公正な能力・業績評価システムの下で、教職員が自らの潜在的能力を十分に発揮できる環境を創る。
- ⑨ 教育・研究、社会貢献などの諸活動と効率的な組織運営を支える基盤的な情報通信環境を充実し、情報メディアに関する教育研究組織並びに支援体制を整備する。また、教職員・学生間の情報の共有と社会に対する情報公開を促進し、積極的な広報活動を行う。

また、この基本理念を受けて、次のとおり広島大学学則において理念を定め、広島大学通則及び広島大学大学院規則において大学や大学院の教育研究上の目的を定めるとともに、各学部、研究科は、細則において分野の特性に応じた教育研究目的を定めている。

理念

(理念)

第4条 本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、次に掲げる理念に基づき、未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ、もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たなる知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(出典：広島大学学則)

大学の目的

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(出典：広島大学通則)

大学院の目的

(本学大学院の目的)

第2条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(出典：広島大学大学院規則)

(学部・研究科等ごとの目的)

学部・研究科は、本学の基本理念、広島大学学則、広島大学通則及び広島大学大学院規則に沿って、各学部、研究科の細則において、別添資料Ⅱ-6-1からⅡ-7-12のとおり、分野の特性に応じた教育研究目的を定めている。

参照資料	別添資料Ⅱ-1	国立大学法人広島大学中期目標
	別添資料Ⅱ-2	国立大学法人広島大学中期計画
	別添資料Ⅱ-3	広島大学学則
	別添資料Ⅱ-4	広島大学通則
	別添資料Ⅱ-5	広島大学大学院規則
	*別添資料Ⅱ-6-1	広島大学総合科学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-2	広島大学文学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-3	広島大学教育学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-4	広島大学法学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-5	広島大学経済学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-6	広島大学理学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-7	広島大学医学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-8	広島大学歯学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-9	広島大学薬学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-10	広島大学工学部細則
	*別添資料Ⅱ-6-11	広島大学生物生産学部細則
	*別添資料Ⅱ-7-1	広島大学大学院総合科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-2	広島大学大学院文学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-3	広島大学大学院教育学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-4	広島大学大学院社会科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-5	広島大学大学院理学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-6	広島大学大学院先端物質科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-7	広島大学大学院保健学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-8	広島大学大学院工学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-9	広島大学大学院生物圏科学研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-10	広島大学大学院医歯薬学総合研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-11	広島大学大学院国際協力研究科細則
	*別添資料Ⅱ-7-12	広島大学大学院法務研究科細則
	別添資料Ⅱ-8	学部・学科等の教育研究上の目的
	別添資料Ⅱ-9	研究科・専攻等の教育研究上の目的

\* 別添資料Ⅱ-6-1～Ⅱ-7-12については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。(http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm)

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

教育研究活動の基本理念を広島大学学則に、学校教育法の主旨に沿った大学及び大学院の教育研究上の目的を広島大学通則及び広島大学大学院規則にそれぞれ明確に定めている。これらを踏まえて、各学部及び研究科の特質に応じた教育研究上の目的をそれぞれの細則に明確に定めている。

さらに、これらの達成のために、具体的な中期目標・中期計画を定め、それらを含めた行動計画として「広島大学アクションプラン2008」も公表している。

また、本学の基本理念や目的は、学生便覧、当該資料の配布、さらに研修や本学ウェブページ等により、学生及び教職員に周知を図っている。また、本学ウェブページ、各種案内パンフレットにより社会に向けて広く公表している。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

教育研究に関わる基本的な組織は、学士課程、大学院課程及び専攻科の教育課程と研究面における専門分野の区分・分類を考慮しつつ、各教育課程レベルの教育研究の目的を達成するために、大学院課程の教育組織を中心に構成している。

特に教養教育については、理事・副学長（教育担当）が全学の教育体制を統括して、その下で全学的な観点から教養教育について審議する教養教育委員会を中心とした教養教育の全学実施体制を敷いている。教養教育を含めた学士課程教育等の教育活動全般を円滑に遂行するために、理事・副学長（教育担当）を支える教育室が、実施に係る点検・評価・改善を担い、それに基づいて実施体制を検証している。

大学設置基準上必要とされている施設及び教育研究に必要として設置している施設、センター等は、その目的に沿って利用されているとともに、各施設所属の教員が研究内容に関する講義を行うなど、学士課程や大学院課程の教育に貢献している。

教育活動を展開する上で重要な運営体制に関しては、法令に則り、全学的には教育研究評議会、各部局には教授会を設置して、全学規則に則った審議事項について適切な頻度で開催・審議している。

一方、部局における重要事項について企画・立案等を行い、部局長を直接的に支援する「部局長室」を設置するとともに、副部局長として事務系職員を指定し、部局長室の会合及び教授会に参加している。

また、教育室の下に、学士課程会議、大学院課程会議及び教養教育委員会を設置し、それぞれの教育課程に関して全学的な観点から審議、企画・立案するとともに、学部・研究科においては教務委員会等の組織を設置して、それぞれの教育課程の特性を踏まえて委員を選び、十分審議できる頻度で開催し、教育課程や教育方法等について検討を行っている。

#### 基準3 教員及び教育支援者

学士課程、大学院課程及び専門職学位課程の各課程の教育遂行に必要な教員数を確保するとともに、「広島大学学則」及び「広島大学の講座、学科目、研究部門及び診療科等規則」において、それぞれの教育研究の目的や特性に応じた教員組織を編成している。また、「広島大学部局運営規則」及びこの規則に基づく各部局の運営内規により、教育研究に係る責任の所在を明確に定めている。

教員の採用、昇任の資格審査基準等は、教員の選考基準及び教員選考についての基本指針を設けるとともに、各部局において当該教員の担当ごとに、学士課程に関しては教育上の指導能力、大学院課程に関しては教育研究指導能力を中心とした基準を適切に定め、評価を実施しており、これらに基づいた採用や昇任を実施している。また、教員採用にあたっては、全学で公募制を原則にするとともに、男女共同参画の積極的推進、任期制、

サバティカル研修制度、優秀教員評価制度の導入など、教員の活動をより活性化するための適切な措置を講じている。

学士課程教育（教養教育を含む）又は大学院課程教育について、全ての学部・研究科等において学生の授業評価アンケートを毎年前期と後期で実施し、その分析結果又は評価結果を各局部及び教員にフィードバックして、授業改善に結びつける取組を行っている。

教育の基礎となる研究活動については、教育内容と関連する活動を広く多様な形で展開している。

それぞれの教育課程を効果的に展開する見地から、教務系事務職員及び技術職員を配置している。特に、教育研究に関する技術的支援業務を全学的立場から効率的に行うために技術センターを設置し、派遣システムを構築し、部局等の要請に基づき技術職員を派遣している。また、図書館へは司書資格者を配置している。さらに、ティーチング・アシスタントの活用においては、その取扱要領を定め、積極的に活用し、教育補助者の充実に努めている。

#### 基準 4 学生の受入

入学者受入方針は、学士課程においては全学共通の受入方針に基づき学部ごとに、大学院課程においては研究科ごとに、それぞれの教育目的に沿って全ての学部・研究科が策定し、入学者受入方針に合致する入学者選抜の方針と併せて、大学案内、学生募集要項、ウェブページ等に掲載するとともに、学部説明会等の機会を活用し、入学志願者や保護者、高校関係者をはじめ社会一般に向けて広く公表するとともに学内にも周知している。

入学者受入方針及びその方針に合致する入学者選抜の方針に沿って、選抜方法や配点、評価判定基準等を定めている。選抜方法は、それぞれの学部や研究科の特色に即したものを積極的に取り入れるとともに、学士課程における広島大学固有の「広島大学 A0 選抜」、大学院課程における他分野特別選抜など多様な選抜方法の間における適切なバランスを確保しており、学生受入方法が全体として十分に機能している。

実施体制に関しては、学士課程については入学センター会議の下で全学的・一元的に企画・実施しており、大学院課程については各研究科の入試委員会等により、公正な実施を確保している。

学士課程と大学院課程のいずれにおいても、各種の入学者選抜方法について、入学者受入方針を踏まえて入学後の成績等の調査研究を行い、入試方法の改善の判断材料に活用している。

実入学者数について、入学定員と比較して、学士課程の入学者数は適正である。大学院課程の入学者数は、医学・歯学系の博士課程及び専門職学位課程は適正であるが、修士課程・博士課程前期では、一部で入学定員を大きく上回る傾向があり、博士課程後期では入学定員を大きく上回る研究科、大きく下回る研究科、適正な研究科と3つに分類される。

これまでに、入学定員を大きく上回った場合や下回った場合には、種々の改善取組を実施してきているが、博士課程前期及び博士課程後期における入学定員の適正化方策について、本学の使命等を踏まえ、さらに検討する予定である。

#### 基準 5 教育内容及び方法

##### < 学士課程 >

学士課程における教育課程は、教養教育の目的と専門教育の目的に沿って、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図り、編成している。また、各学部・学科等の教育目的と卒業生像を明確にした、到達目標型教育プログラム(HiPROSPECTS(R))を全学で展開し、各プログラムは授与する学位に相応したものとしている。

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社



会からの要請等に配慮して、主専攻プログラムと並行した副専攻プログラム及び特定プログラムの実施、学内他学部との連携、大学院の授業科目を学部学生の段階で履修する制度の構築、インターンシップの実施、補充教育の実施、他大学との単位互換及び学部等独自の特色ある取組を行っている。これらの取組は文部科学省大学教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

単位の実施化として学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するための工夫として、履修登録の上限設定、GPA 制度の導入、復習用 LIVE 教科書の作成、デジタルコンテンツの作成推進、手引き書の配布、履修指導、レポート提出や面談など、さまざまな取組を行っている。

教育課程を展開するに当たり、教養教育科目では、多彩な内容に対応した多様な授業形態を取り入れ、学部ごとの教育目的に応じた選択が可能となっている。専門教育科目では、それぞれの専攻分野の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ、それらのバランスを考慮した科目編成を行っている。学習指導法では、各学部において特色ある指導法を実施している。これらの取組は、文部科学省大学教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスは、教養教育科目は3種類の様式で、専門教育科目は全科目統一した様式で作成しており、ウェブページでの公開等の取組により、学生の活用を促進している。シラバスの整備状況について、学生アンケートの結果では、80%以上が満足している状況である。

自主学習への配慮から、授業の予習復習のために、復習用 LIVE 教科書の作成や WebCT100 プロジェクトを実施している。施設としては図書館及び情報端末室、講義室の開放を含めた自習室も確保している。基礎学力不足の学生については、高校での未履修科目の授業の開設や学習支援室を活用した相談体制を整備している。

また、夜間主コースの学生のための「教養教育総括担当者」、「自主選択枠」あるいは「自由科目」など、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した教育課程、時間割を設定している。

成績評価や単位認定、卒業認定は、その基準を規則等として明確に定め、学生便覧やシラバス、学部別ガイダンス等において学生に周知している。これらの基準に基づき実施している。

成績評価の基準を明示し、成績評価の基準に沿った成績評価を行うことで成績評価の正確さを担保している。また、評価基準が担当教員の裁量のみならずに任されないよう、教育プログラム担当教員会において評価基準の妥当性を確認するとともに、成績が開示された後に学生が自分の成績を確認し、学生からの成績に関する照会等は、チューターや授業担当教員が対応している。

#### <大学院課程>

各研究科では、授与する学位及び養成する人材像や学問分野・職業分野の特徴を踏まえた教育目的を定め、その目的に沿った体系的な教育課程を編成するとともに、学生や社会からの要請をできる限り反映できるように構築し、また、各授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、先端的な研究成果も授業の特性に応じて積極的に取り入れている。

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するため、学生の学習スペースの確保、図書文献等の利用環境の整備、シラバスの改善と公開などの様々な取組を行っている。

また、文部科学省大学院教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

教育課程を展開するに当たって、各研究科では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用して実施している。

授業内容等を記載したシラバスは、研究科統一の様式で作成し、ウェブページでの公開等の取組により、学生の活用を促進するとともに、広く社会にも公開している。

シラバスの整備状況について、学生アンケートの結果では、87%以上が満足している。

夜間の教育課程に在籍する学生や教育方法の特例を受けている学生に対しては、学生に配慮した適切な時間割を設定し、適正な指導を実施している。

研究指導は、規則として明確に定め、多くの研究科において複数指導体制を採用し、また、多面的な指導の機会確保を図っている。学生の研究テーマ決定に関する指導についても、多くの研究科において複数の審査委員による予備審査を経て論文提出の可否を決定する制度を有し、実質的な論文指導と助言を与えるとともに、指導教員の研究分野との関連を考慮しつつ学生の自主性を尊重して行っている。

学位論文に係る評価基準及び学位論文の審査に関する規則を全学及び各研究科において整備し、かつ学生にも周知しており、これに従って適切な審査体制が機能しており、審査の適切性を確保している。

成績評価基準や修了認定基準は、規則として明確に定め、学生便覧や新入生ガイダンスにより学生に周知するとともに、学生からの成績評価に関する申立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保するようにして、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

#### <専門職学位課程>

専門職大学院である法務研究科においては、法曹養成の教育目的に沿って、理論と実務を架橋する観点に立った多様な授業科目を配置し、かつ、学年進行にしたがって段階的に学修が進められるよう教育課程全体を体系化している。その教育課程の編成や授業科目の内容においては、学術や実務の発展動向を反映しているほか、法曹養成に対する社会からの要請や学生のニーズにも配慮したものとなっている。また、授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

法務研究科では1単位あたりの授業時間を十分確保しているほか、学生の主体的な予習・復習を前提に密度の濃い授業を行っており、それを担保する措置として、学年毎に履修登録の上限を設定するなど、単位の実質化を図っている。

授業の形態については、講義、演習、実務研修等をバランスよく配置しているほか、授業の方法についても、演習や実務研修においてはもちろんのこと、講義においても、一方的な知識の伝達にとどまることなく、双方向・多方向的な質疑応答を交えて運営するソクラテス・メソッドを取り入れている。

授業の内容については、学年の始めにシラバスを配付するとともに、授業の進行に応じてさらに詳細なシラバスをウェブ上で示しており、これらにより学生の自主的な予習・復習を促進している。

さらに、毎月1回の全教員参加によるFDを実施し、学習指導法を含む授業の改善を図っている。

成績評価や修了認定については、その基準を規則として明確に定めており、学生便覧や新入生ガイダンス等により学生に周知している。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適正に実施しているほか、疑義照会制度及び異議申立制度を制定し、成績評価等の正確さを担保している。

以上のような法務研究科における教育の成果は、全国平均を上回る新司法試験の合格率にも現れており、法曹養成を目的とする専門職大学院として社会の期待に応えるものとなっている。

## 基準6 教育の成果

学士課程においては、平成18年度から導入した到達目標型教育プログラム(HiPROSPECTS(R))の仕組の中で、授業担当教員及びチューター又は指導教員が学期ごとに達成状況を評価し、学生に通知する方法により教育成果の検証を行っている。一方、学生による授業評価アンケートや「学生生活実態調査」に加え、卒業生や卒業生の就職先関係者を対象としたアンケートを実施し、その回答結果等を検証に活用している。

この結果、学位授与率、教育職員免許状の取得状況及び各種国家試験の合格状況の良好な水準並びに

## 広島大学

大学院課程への高い進学率を維持するとともに、学生、卒業生及び就職先関係者を対象としたアンケートにおいても満足度の高い回答を得ている。これらのデータから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果は上がっていると分析している。

また、大学院課程においては、修士論文・博士論文の作成時における指導や論文審査等により、教育の達成状況の検証・評価の機会としている。一方、学生による授業評価アンケートや「学生生活アンケート」に加え、修了生や修了生の就職先関係者を対象としたアンケートを実施し、その回答結果等を検証に活用している。

この結果、学位授与率及び教育職員免許状の取得状況の良好な水準を維持するとともに、博士課程前期から博士課程後期への高い進学意欲、修了生の多様な職種への就職、日本学術振興会特別研究員への多くの採用者数を得ている。一方、学生、修了生及び就職先関係者を対象としたアンケートにおいても満足度の高い回答を得ている。これらのデータから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果は上がっていると分析している。

### 基準7 学生支援等

学習を進める上での履修指導については、学士課程では全学共通の履修ガイダンス資料等を活用して新生を対象に実施するとともに、必要に応じて年次ごとのガイダンスも実施している。また、大学院課程においては、新生を対象にガイダンスを行い、指導している。

一方、学習支援室、ピア・サポート・ルーム、学生一人に対して複数の教員を配置するチューター制度、オフィスアワー制等により、学習指導や助言に当たっている。

また、特別な支援が必要と考えられる留学生に対しては留学生センターと各部局が連携し、社会人学生に対しては複数指導教員による学習支援、長期履修制度の導入、教育方法の特例の導入等を実施しているほか、特に障害学生については、アクセシビリティセンターを相談窓口として、講義の要約筆記をするノートテイクや板書をノートに取るノート作成支援、情報機器による学習支援、試験等における特別措置を実施するなど、入学前から卒業に至るまでの支援体制を整備している。

学生の自主的学習を支援する環境整備については、自習室の整備、講義室・演習室等の開放、情報機器室の整備、情報ネットワークが利用できる環境整備を行っている。

また、学生の課外活動については、長期整備計画に基づく体育施設等の整備、助成物品等による活動支援やサークルリーダー育成のためのスポーツリーダーズセミナー、サウンドクリエイターズセミナーの実施並びに教職員に対する「指導者人材バンク登録」募集を行うとともに、中国・四国地区の国立大学共同利用施設（西条共同研修センター）及び西条総合運動場を管理・運営し、県内・県外の学生への支援を行っている。

学生の生活や就職面での援助等に関しては、アンケートの実施、意見箱の設置等多様な方法により学生のニーズを把握するとともに、保健管理センター、ピア・サポート・ルーム、留学生センター、キャリアセンター、ハラスメント相談室、アクセシビリティセンター等を設置し、支援している。特に留学生の生活上の支援は、ホームページに「留学生向け・インフォメーション」として相談等の内容を公開するとともに、外国人留学生チューター制度実施要項に基づくチューターや留学生指導教員を配置している。

経済支援に関しては、本学独自の取組として「広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ」及び「広島大学フェニックス奨学制度」を導入しているほか、各研究科が独自の経済的支援を実施している。また、留学生への経済支援として「広島大学留学生を援助する会」を設置し、支援を行っている。

### 基準8 施設・設備

各学部・研究科の教育研究に必要とされる施設・設備である、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、

実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設を整備するとともに、「広島大学施設のユニバーサルデザイン化ガイドライン」を策定し、施設・設備のバリアフリー化を進め、障害学生を含めた全利用者が円滑に施設・設備を利用できるよう配慮している。また、夜間に授業を実施している学部・研究科では、土日、祝日においても施設を開放するなど、学生の利便性に配慮している。

なお、大学設置基準に規定されている、校地、校舎、各学部・研究科の教育研究に必要とされる施設・設備の基準は満たしている。

教育・研究・社会連携を支える情報通信基盤整備への取組としては、「広島大学における情報基盤整備に関する基本方針」を定め、この方針に基づき、各種情報基盤整備を進めており、例えば、教職員・学生が容易に学内ネットワークに接続できるように無線 LAN の整備を行っている。また、情報セキュリティ管理や個人情報管理についても、それぞれ規則等を制定し、厳正に管理している。

教育研究に必要とされる施設・設備については、運用方針や利用規則を明確に定め、学生については「学生便覧」や「学生生活の手引」に記載し、新入生ガイダンス等で説明している。教職員については、ウェブページ掲載等により周知を図っている。

図書館は、3 キャンパスに適切に配置し、着実に学術資料の整備及び利用サービスを進めている。

資料収集に係る財源・選書体制・基本方針を適切に整備し、計画的・系統的な選定を行い、電子ジャーナル等の高額資料も安定的に提供し、活用されている。書籍と電子資料、来館利用と Web 経由のサービスのいわゆるハイブリッド化が進展し、また、利用者アンケートを毎年実施し、サービスの改善に取り組んでおり、図書館の利便性は着実に向上している。

これらの取組について、学生アンケート調査を実施し、75%以上の満足度が示されている。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

学部学生及び大学院学生に関するデータ、教員の教育活動の実態を示すデータは、全学としてデータの収集・蓄積の取組を行い、各部局においても必要に応じて独自のデータ・資料の蓄積の取組を行うとともに、規則等に基づき管理している。特に、長期的視野に立った教育の質的向上を図るために導入した学士課程教育の到達目標型教育プログラム (HiPROSPECTS (R)) に関しては、毎年度、その実施状況を報告書にまとめている。

一方、到達目標型教育プログラム (HiPROSPECTS (R)) に関する自己点検・評価時のアンケート形式による教職員からの意見聴取、授業評価アンケートや学習支援・学生生活等に関する学生アンケート、学長自ら実施する意見交換会等により、学内構成員から意見を聴取している。また、教育室及び各部局において卒業生・企業アンケートを実施するとともに、経営協議会学外委員との意見交換会を実施し、学外関係者からの意見を聴取している。

これら収集・蓄積したデータ及び得られた意見は、教育室及び各部局で具体的かつ継続的に検討し、ファカルティ・ディベロップメント (FD) にフィードバックするなど適切に反映し、全学及び各部局並びに個々の教員において、授業内容、シラバスの記述、教授方法等の継続的改善につなげている。

また、FD は、全学的にも各部局においても組織的に実施しているが、特に大学院教育の実質化を目指した更なる組織的な実施を徹底する余地がある。FD の結果は、教育の質の向上や授業の改善に結び付けるとともに、その根幹をなす教員の意識改革にも結び付けている。さらに、教育支援者である技術職員を集め、全学的立場から教育研究に関する技術的支援業務を担う「技術センター」を設置し、同センターにおいて毎年度研修会を実施しているほか、学士課程教育において多くの大学院学生を教育補助者 (TA) として採用し、将来の教育トレーニングの機会を提供するとともに、適宜、研修実施や担当教員からの説明を行い、教育活動の質の向上を図っている。

## 基準 10 財務

広島大学の資産は、平成 16 年度の国立大学法人化に伴い、国から承継した資産を中心に構成され、平成 16 年度から平成 19 年度の平均的資産額は約 2,000 億円であり、安定した教育研究活動が遂行できる資産を必要かつ十分に有している。また、平成 16 年度から平成 19 年度の平均的負債は約 53,000 百万円であり、主に国立大学法人会計基準特有の会計処理により計上される返済を伴わない資産見返負債約 18,000 百万円と病院施設等にかかる借り入れである国立大学財務・経営センター債務負担金約 19,000 百万円などにより構成されているが、実質的な負債である後者については病院収入等による計画的な返済を行っていることから債務が過大ではない。

経常的収入としての運営費交付金、学生納付金(授業料、入学金及び検定料収入)、附属病院収入を安定的に確保し、かつ、学生納付金及び附属病院収入の金額は増加している。さらに、経常的収入を補完する外部資金(共同研究・受託研究経費及び寄附金等)の受入金額も年々増加しており、大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有している。

収支に係る計画は、中期計画及び年度計画において定めており、予算の執行は、中期計画及び年度計画、これらの計画に基づいた予算配分に沿って履行している。

本学では、毎事業年度、財務諸表等を公表・公開するとともに、毎月及び決算時に監事による会計監査を実施し、また、会計監査人による監査も実施している。監事は、会計監査人から監査の方法とその結果について報告及び説明を受けた上で、当該監査の正確性について最終確認している。これまでに会計監査人の監査報告書及び監事による監査報告書において、特段の指摘事項はない。

## 基準 11 管理運営

大学の目的を達成するために必要な管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置き、さらに、機動的な大学運営を促進するために教育研究推進本部会議を置いている。理事の下には、理事が所掌する業務の企画立案、点検評価、改善等を行う理事室を置き、業務を円滑に処理するため教職員一体型の組織としている。

各部局では、教授会を置くとともに、部局における重要事項について企画立案等を行う部局長室を置き、部局長を直接支援している。

事務組織は、各理事室と各部局の支援室があり、教育研究等に係るニーズに対応する形で人員を配置するとともに、教職員が一体となって管理運営組織を構成している。これらの管理運営組織の規模は、各組織の規模・構成にふさわしいものとなっている。

危機管理への対応として、危機管理基本マニュアル等を作成するとともに、危機管理体制も整備しており、特にマニュアルについては有限会社国大協サービスの勉強会でも進んだ取組として紹介されている。研究費等の不正使用防止、科学研究のデータのねつ造等の不正行為防止、生命倫理等、施設設備の安全管理への取組も実施している。

管理運営組織である役員会、経営協議会、教育研究評議会、教育研究推進本部会議、全学委員会、理事室内の検討組織等は、それぞれ学長のリーダーシップに基づく全学的意思決定に関与するとともに、その意思決定を迅速かつ効果的に実現するために機能している。

学生、教員、事務職員、学外関係者のニーズ把握は、全学及び各部局のいずれにおいても、アンケート調査や意見交換会など様々な方法を工夫して実施している。また、把握したニーズは、役員会、関係委員会などにおいて検討を行い、財政状況も踏まえながら管理運営に反映している。

監事は、事前調査を踏まえ監査を実施する等、効率的、効果的な監査の実施に努め、監査結果に基づき指摘した事項については、学長へ報告した後、速やかに役員等の検討に付し、具体的な業務の改善を図る体制が整

っている。また、監事からの指摘事項を受けて業務の改善も図っている。

管理運営に関わる役員は、各種セミナーや研究会に参加し研鑽に努めている。また、事務職員に対しては、多様な研修を学内で実施し、その内容も随時見直しを行い、充実を図っている。

管理運営に関する方針として、広島大学学則に運営組織に関する規定を定め、これに沿って、本学の組織に関する規則・規定等を整備している。また、管理運営に関わる職員の職務、権限、選考等についても規則・規定等を整備し、ウェブページで公開している。

大学の活動の総合的な状況として、毎年度、年度計画の実施状況について全学的に自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価は、教育・研究から施設・設備まで、大学の活動全般を対象としており、外形的にとどまらない実質的な自己点検・評価を行っている。その際、各部局の自己点検・評価の結果も取り入れている。

年度計画の実施状況の自己点検・評価の結果や国立大学法人評価委員会の評価結果はウェブページで公開している。

また、部局の特徴・特色や課題への取組状況の自己点検・評価を外部有識者による評価を受け、報告書としてまとめている。各部局においても、自己点検・評価した内容を外部評価により検証している。

それぞれの評価結果は大学内にフィードバックされ、その改善状況を役員会で確認している。

大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報については、ウェブページにおいて、わかりやすく社会に公開している。また、部局においても、部局の特色を活かしてウェブページ、冊子、演奏会・発表会等により多様な教育研究活動の成果を広く公開している。